

令和4年度 横浜市税制調査会報告書

— 個人住民税の再検討：最近話題の3論点 —

令和5年3月

横浜市税制調査会

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 第1部 個人住民税の重要性と3つの論点 | 3 |
| 1 個人住民税の概要 | 3 |
| 2 横浜市税制における個人市民税の重要性 | 4 |
| 3 検討すべき論点の抽出 | 6 |
| 第2部 個人住民税の現年課税化について | 7 |
| 1 国におけるこれまでの主な議論について | 7 |
| 2 個人住民税に係る手続の電子化の進展とマイナンバーカードの普及 | 10 |
| 3 本調査会における議論 | 11 |
| 4 まとめ | 12 |
| 第3部 金融所得課税について | 13 |
| 1 金融所得課税の概要 | 13 |
| 2 国におけるこれまでの主な議論について | 14 |
| 3 指定都市市長会における要望の概要 | 16 |
| 4 本調査会における議論 | 17 |
| 5 まとめ | 17 |
| 第4部 二地域居住について | 19 |
| 1 国等におけるこれまでの主な議論について | 19 |
| 2 居住実態について | 20 |
| 3 現行の地方税制度 | 23 |
| 4 本調査会における議論 | 25 |
| 5 まとめ | 26 |
| おわりに | 28 |
| 参考資料 | 29 |

はじめに

横浜市税制調査会は、基礎自治体に設置された調査会の任務として、地方税制、特に市町村税制の動向を注視している。地方税制の変化の兆候を敏感に察知し、その変化が地方税制のあるべき姿に合致しているのか、地方自治体の税収にどのような影響を及ぼすのかといったことを検証しているのである。

そのため、市長から諮問された「横浜市における課税自主権の活用に関する諸課題」についての答申と並行して、地方税の重要な税目に再検討を加え、その結果を意見書として公開している。

令和2年度は地方消費税について、令和3年度は法人に対する課税、特に事業所税について取り上げ、重要な指摘と提案を行ってきた。そして、本年度は、個人住民税を取り上げることとした。

個人住民税を俎上に乗せた理由は、第1部で詳細に示しているように、横浜市の税制において最も重要な税だからである。税収構成に占める同税の比重は、他の大都市よりも高いのである。そのため真っ先に再検証を加えたかったのだが、ようやく本年度、取り上げることができた。

また、個人住民税の何を検討するかについては、同税を巡る論点が多数かつ多岐にわたるため、多少とも逡巡したが、最近話題となっているホット・イシューに絞ることにした。すなわち、「現年課税化」「金融所得課税」「二地域居住」という3つの論点である。これら以外の、本年度着手できなかった残りの論点については、また来年度以降に取り組みたいと考えている。

本報告書で取り上げた3つの論点は、話題となっている背景や問題の複雑さなどが大きく異なっており、並列的に議論を行うのが難しかったが、調査会委員全員の熱意の下、真剣な検討を行うことができた。税の専門家がさまざまな経験と見地から検証した結果であり、多くの市民、市議員はもとより、多くの地方関係者にご高覧いただければ幸いである。

横浜市税制調査会

座長 青木 宗明

委員 上村 雄彦

委員 柏木 恵

委員 川端 康之

委員 柴 由花

委員 望月 正光

第1部 個人住民税の重要性和3つの論点

1 個人住民税の概要

個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税である。市町村民税と道府県民税があり、1月1日にその市町村（都道府県）に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するものである。

個人住民税には、所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」がある。なお、道府県民税には、所得割・均等割のほか、一定の株式などによる利益について課税の対象とする「利子割」、「配当割」及び「株式等譲渡所得割」がある。それぞれの税率等は下掲【参考】のとおりである。

【参考】

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村（都道府県）に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税（所得割）への税源移譲を実施（約3兆円。平成19年度個人住民税から）
→5、10、13%の3段階から、10%（市町村：6%、都道府県4%）の比例税率へ移行

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

| | 標準税率（年額） | | 税金 | 納税義務者数 |
|-------|----------|-------|----------|----------|
| 市町村民税 | 3,500円 | 個人住民税 | 約3,500億円 | 約6,400万人 |
| 道府県民税 | 1,500円 | | | |

※東日本大震災を教訓として、各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分の標準税率が引き上げられている。

所得割 納税義務者^(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの（一律10%）
(※)非課税限度額の制度あり

| | 標準税率 | | 税金 | 納税義務者数 |
|-------|------|---------|-------------|----------|
| 市町村民税 | 6% | 個人住民税 | 約12兆5,200億円 | 約5,900万人 |
| 道府県民税 | 4% | (参考)所得税 | 約19兆1,700億円 | 約5,500万人 |

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

利子割 **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5% 税金 約3,000億円

(注) 1. 税金は、個人住民税、所得税（復興特別所得税を含む。）とも令和元年度決算による。
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調査」による。
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日法律第118号）に基づく。

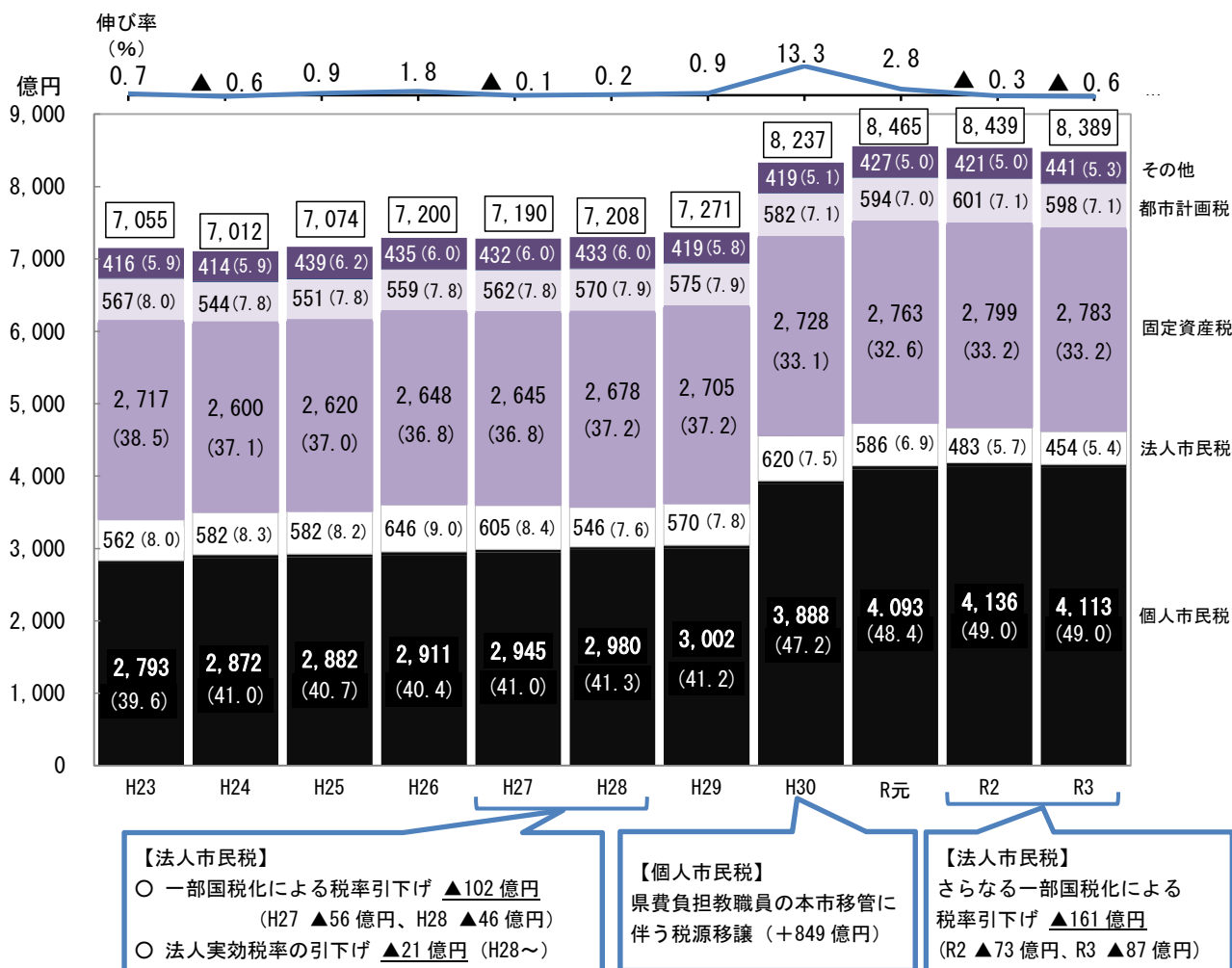
出典：総務省「令和3年度第1回 個人住民税検討会（令和3年8月2日開催）」資料（抄）

2 横浜市税制における個人市民税の重要性

個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもので、地方自治体が自立的な財政運営を行っていく上で欠くことのできない基礎的な税目である。横浜市においては、市税収入の構造上、個人市民税が最も高い割合を占めており、なおかつ安定的に推移していることから、特に重要な基幹税目となっている。

また、近年の主な税制改正により、他の税目との比較においてもその重要性が高まってきている。具体的には、平成 30 年度の県費負担教職員の給与負担事務移管に伴う税源移譲（指定都市に係る個人住民税所得割の標準税率について、市民税を 6%から 8%に、道府県民税を 4%から 2%にするもの）による個人市民税の大幅な増収や、平成 27 年度から二度にわたる法人市民税の一部国税化による税率引下げに伴う減収などを受け、個人市民税の構成比が上昇してきた経緯がある。

【図表 1】 横浜市の市税収入の推移

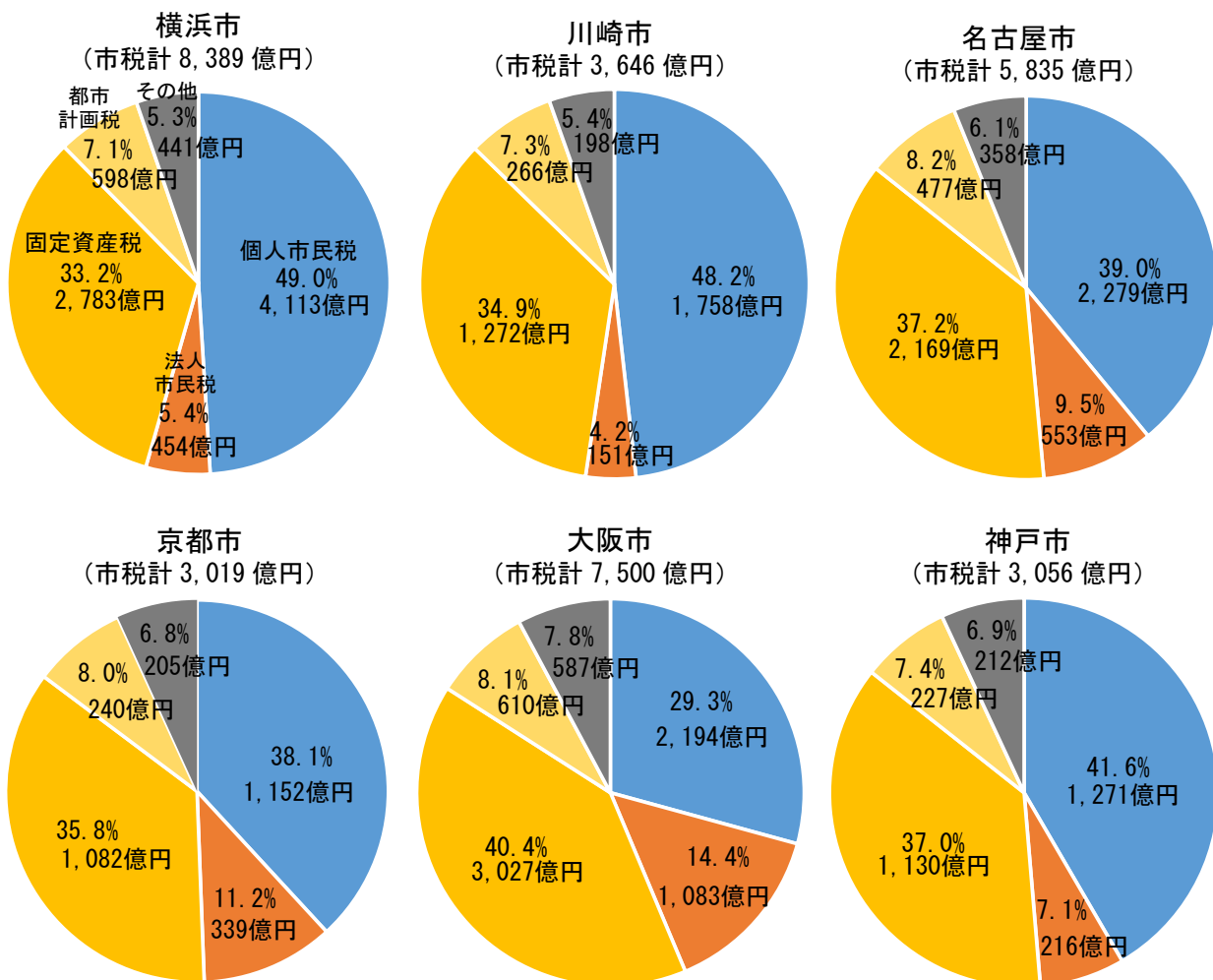


注 数値は決算額。図のうち () 数値は構成比。

主な指定都市との比較では、横浜市の税収構造は、他の指定都市と比して個人市民税の割合が高い。個人市民税は、景気の変動に比較的左右されにくい税目であるが、横浜市の場合、同じく景気の変動に左右されにくい固定資産税・都市計画税の割合も高いため、全体として安定的な税収構造になっているとすることができる。

なお、税収構造に差異をもたらす要因については、特に法人関係の税収に影響を及ぼす経済の状況等を含め様々な要素を勘案しなければならないが、各都市の地理的な条件から、例えば、横浜市が東京 23 区へのベッドタウンとしての機能も有しているといったことや、大阪市や名古屋市が、それぞれの圏域における商工業の中心としての役割を持っていることにより、横浜市に比べて法人関係税目や固定資産税・都市計画税の割合が大きくなっていると見ることもできよう。

【図表 2】 主な指定都市の税収構造の比較（令和 3 年度決算）



3 検討すべき論点の抽出

2で示したとおり、横浜市にとって個人住民税が重要であることは明らかであり、本調査会として次に考えねばならないのは、個人住民税のどの点を検討するのかわである。個人住民税については、課税標準の算定方法や均等割の税率のあり方など、検討に値する論点は豊富にあるが、すべての論点を根本から検討することは単年度では困難である。そのため、今年度の議論としては、次の3点を取り上げることとした。すなわち、「個人住民税の現年課税化」、「金融所得課税」及び「二地域居住」である。

まず、「個人住民税の現年課税化」については、これまで国等において長きにわたり検討が続けられてきた事項であるが、近年では、働き方の多様化により前年から収入が大きく減少する納税者が増えることが懸念されることや、ICTの進展やマイナンバーの活用等に伴い、納税者、企業、市区町村における負担軽減が想定されていること等を背景に、改めてその必要性和課題を明らかにするため、今回の議論に取り上げることとしたものである。

次に、「金融所得課税」については、いわゆる1億円の壁など高所得者に対する税負担の公平性に課題が生じていることや、給与所得等の労働所得に係る個人住民税の税率(10%)との間で不公平が生じていることについて、横浜市においても指定都市市長会を通じて国に対しその是正を要望していること等から論点としたものである。

さらに、「二地域居住」については、コロナ禍で働き方や住環境に対する意識が変化し、二以上の自治体で生活をする人が増える中で、国等において住所地以外の自治体における課税の是非が議論されてきているが、そもそも実態把握などについて基本的な課題や疑義も多いと思われること等から論点としたものである。

この3点は、個人住民税の検討すべき論点の中でも、特に最近注目されているものであるといえるので、まずは最新の 이슈から議論をしたという次第である。

第2部 個人住民税の現年課税化について

1 国におけるこれまでの主な議論について

(1) 現年課税化の議論の背景

所得税は、収入発生に並行して源泉徴収し、所得確定後、年末調整や確定申告により所得に応じた税負担となるよう調整する仕組みとなっている。

一方、個人住民税は、退職所得等の一部の例外を除き、前年中の所得に基づき、課税する市区町村において当該所得に係る税額を算出・決定し、収入が発生した翌年度に課税する仕組みとなっている。

個人住民税が前年所得に課税する仕組みになった理由は、所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用した場合、所得の把握等について所得税・個人住民税での手続に重複感が生じることや、所得税において確定した前年の所得を用いることで、個人住民税の税額計算のために個人住民税独自の申告等を納税者に求める必要がなくなり、簡素な徴収の仕組みとすることが可能となるといった点が挙げられている。

いわゆる「現年課税化」とは、個人住民税を翌年に課税する現行の仕組みを所得税と同様に所得の発生した年に課税・納税を行うよう、制度変更を行うことを指す。

現年課税化のメリットとしては、所得の発生時点と納税の時点を近づけることにより、前年より所得が減少した者について負担感が減少することや、収入発生時に徴収することによる徴税の容易化と税収の安定的な確保、所得税と同時期に課税されることによる納税者にとってわかりやすい税制となること等が指摘されている。

近年における状況の変化として、非正規雇用者の増加等、働き方の多様化により、前年から収入が大きく減少する納税者が増えることが懸念されたり、外国人労働者について出国により賦課徴収が困難になる事案の増加が懸念されている。ICTの進展やマイナンバーの活用等に伴い、現年課税化についてこれまで懸念されてきた納税者、企業、市区町村における負担が軽減されることも想定されている。

(2) 国における検討経過

ア これまでの検討経過

個人住民税の現年課税化については、これまで国において長きにわたり検討が続けられてきた。

昭和43年7月の政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」において、「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔

をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である」との記述があるとおり、住民税の現年課税化は50年以上前から地方税制上の課題として認識されていたものである。

平成の時代に入ってから、平成22年度、平成23年度の税制改正大綱に現年課税化の検討について触れられているほか、平成24年に制定された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」

(同法第7条第2号ニ(3))と規定されており、法令上も課題解決に向けた検討が要請されている。

イ 主な検討内容

総務省が設置する「個人住民税検討会」においても、毎年、現年課税化に係る個別論点をテーマに検討が行われており、主に企業や市町村における事務負担に関する軽減方策や新制度への切替年度における税負担のあり方等を中心に議論が行われてきた。

(7) 企業の事務負担への対応

企業の事務負担の点では、個人住民税に関する年末調整事務が新たに生じることが考えられるほか、所得税と異なり賦課期日である1月1日現在の住所の把握等についても必要となる等、負担の増加が懸念されていた。一方で、地方税共通納税システムの新規稼働等、ICTの進展により、こうした事務負担の増加を一定程度軽減可能ではないかといった点も議論がされている。

(イ) 市町村の事務負担への対応

市町村の事務負担の点では、還付や追徴の事務が生じることが想定される場所であるが、これについてもマイナンバーと個人の預貯金口座が紐づくことにより、還付手続がスムーズにできるようになるのではないかとといった意見が出されている。

(ウ) 切替年度における税負担への対応

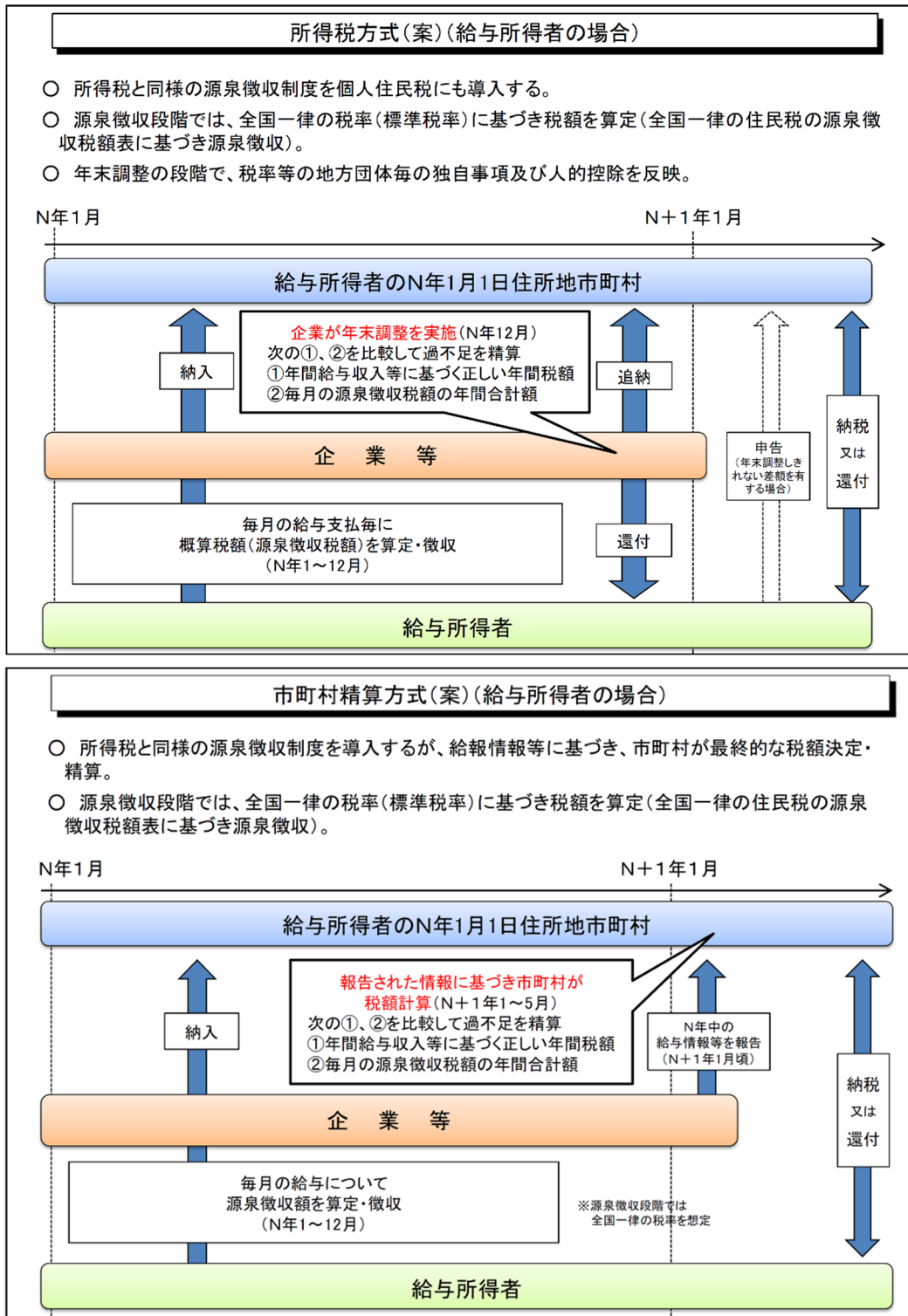
新制度への切替年度における税負担への対応としては、所得税方式及び市町村精算方式の2つの方式が提案されている。

所得税方式は、所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入するというものであり、具体的には、源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定し、年末調整の段階で、税率などの地方団体ごとの独自事項及び人的控除を反映するというものとされている。年末調整は勤務先

が実施する。

市町村精算方式は、所得税と同様の源泉徴収制度を導入するものの、給与支払報告書等に基づいて、市町村が最終的な税額決定・精算を行うというものである。源泉徴収段階では全国一律の税率、標準税率に基づき源泉徴収することは、所得税方式と同様の想定としている。

【参考】総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)



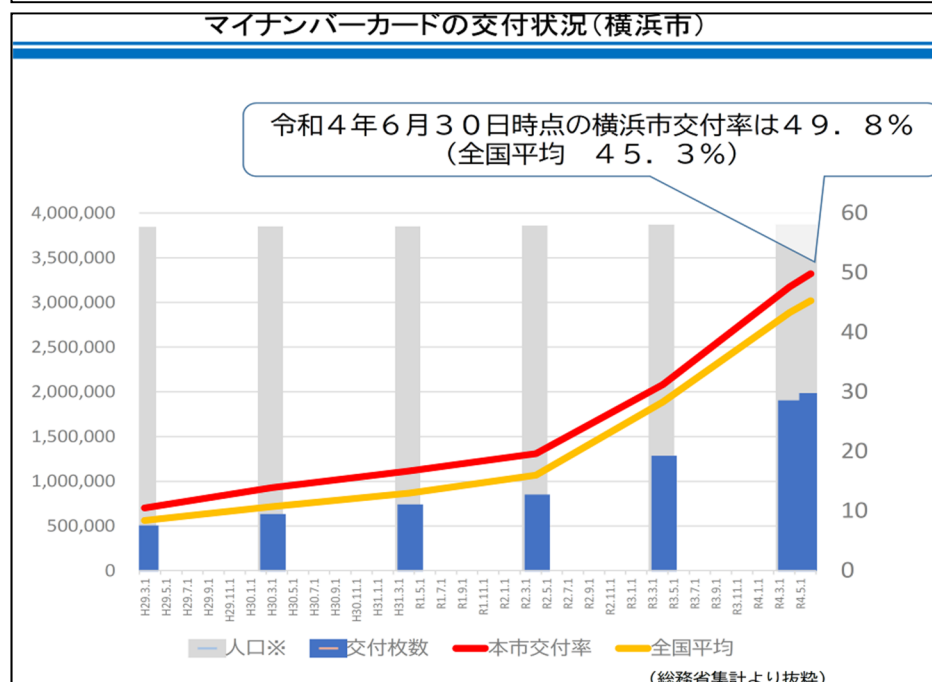
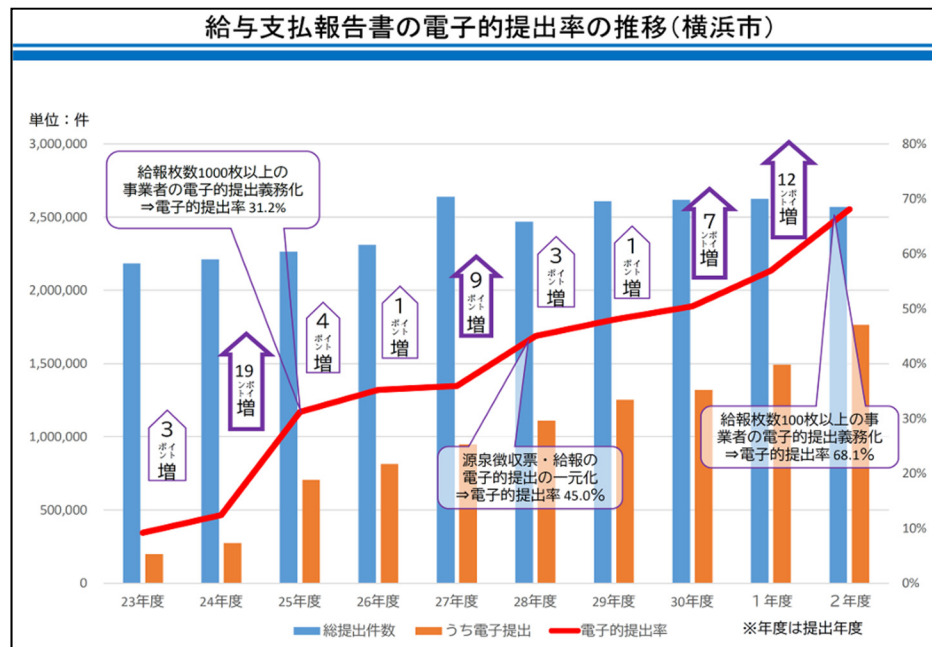
2 個人住民税に係る手続の電子化の進展とマイナンバーカードの普及

前述のとおり、国における現年課税化の議論においては、ICTの進展により事務負担の増加を一定程度軽減できるのではないかとされている。そこで、個人住民税の現年課税化に関連する各種制度・手続の電子化の状況を確認する。

まず、従業員の給与及び各種控除の適用状況を報告する給与支払報告書について、電子的提出率は、制度開始から一貫して上昇しており、令和2年度の状況では全国ベースで57.2%、横浜市においては68.1%が電子的な方法により提出されている。

マイナンバーカードの交付率についても、制度開始から上昇を続けており、令和4年6月30日時点では、全国ベースで45.3%、横浜市においては49.8%の市民が交付を受けている状況となっている。

【参考】



3 本調査会における議論

本調査会においては、国におけるこれまでの議論や個人住民税に関連する手続等の電子化の現状等を踏まえ、活発な議論が行われたが、主な意見は以下のとおりである。

- ・ 個人住民税の現年課税化は、長年にわたり議論されてきたものであり、特に納税者の視点から考えると実現が望ましいと考えられるのではないかと。
- ・ 現行制度では、退職者は、退職した年の翌年に住民税を納めなければならない、それにより生活に影響が生じるという問題もある。
- ・ 短期労働者や外国人の短期就労などに係る住民税の賦課徴収の困難性も解消するために、現年課税化を検討する必要があるのではないかと。
- ・ そもそも、議論の入口として、制度上、所得税は現年課税をしているとされているが、年間の所得が決まらなると税額が決まらず、源泉徴収は申告納税の前取りに過ぎないことから、所得税も住民税と同じく前年課税と捉える考え方もできる。
- ・ 現実的には、住民税の課税時期を現行よりできるだけ前倒しして、所得税（国税）の申告納税と同じタイミング（翌年3月15日）で課税するというのではないかと。その場合、地方自治体は、住民税の課税に必要な情報を同時には把握できないため、賦課課税ではなく申告納税に切り替える必要がある。
- ・ 総合課税を前提にすると、雑所得や事業所得、キャピタルゲインに対する課税などは源泉徴収になじまないため、現年課税化は難しいのではないかと。現年課税になじまない所得については分離課税をして、それ以外を現年課税化して源泉徴収するという仕組みにする方法も考えられる。
- ・ 各所得に所得控除が結びついているため、控除をなくした上で、所得の性質に応じて分類し、基本的にはグロス（所得の総額）に総合課税をして、利子割・配当割などは分離課税とするという方法も考えられる。
- ・ 個人住民税について、社会のデジタル化が進展する中で、1年遅れでの課税はもはや遅いと評価されることは避けられないのではないかと。
- ・ 個人住民税を現年課税化する場合、特別徴収義務者及び地方自治体の事務負担が増加するとの指摘もある。給与支払報告書の電子的提出率が高くなってきている等、地方税務手続の電子化の進展がみられることは、事務負担に関する課題を一定程度解消することにつながるのではないかと。

- ・ 住民税を申告納税方式に切り替えずとも、デジタル技術の活用により、大きな制度変更なく特別徴収の仕組みを活かすこともできるのではないか。
- ・ 個人住民税を現年課税化する場合、現行制度から新制度への切替年度における2か年度分の課税への対応をどうすべきかについては、未整理の課題である。
- ・ 個人住民税の現年課税化により切り替えが生じる年は、現年と前年の課税に係る納付が重複することとなるため、複数年かけて平準化するなど制度上の調整も必要となるのではないか。

4 まとめ

本検討テーマは、これまで長きにわたり議論されてきたものであり、古くて新しい問題といえる。現年課税化は、課税のタイミングが1年遅れになることによって生じる様々な課題（退職の翌年の課税額の問題、短期労働者や外国人労働者などに係る賦課徴収の困難性の問題等）の解決に資すると考えられる一方で、企業側の事務負担（個人住民税に関する年末調整事務や賦課期日現在の住所の把握等）の軽減や制度の切替年度の税負担の調整方法等、引き続き検討すべき課題が残されている。

また、議論の前提として、所得税は年間の所得が決まらなければ税額は決まらず、源泉徴収は申告納税の前取りに過ぎないことから、所得税も住民税と同じく前年課税と捉えるべきであって、本件検討テーマは所得税における源泉徴収手続と同様の仕組みを個人住民税でどう実現するかを検討するものと捉えるべきであろう。

なお、令和元年10月に新規稼働した地方税共通納税システムにより、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収分の納入に関する企業側の事務負担は一定程度軽減されているほか、給与所得者に係る給与支払報告書の電子的提出率は横浜市においては7割に迫る水準となる等、昨今の社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展により、現年課税化へのハードルと考えられていた課題の一部については、解消に向かっていると評価できる。

いずれにしても、個人所得課税については、所得の発生時期と納税の時期は極力近接させることが、納税者にとってはわかりやすく、課税庁にとっては賦課徴収の困難性の軽減につながると考えられることから、現年課税化の早期実現が望まれる。

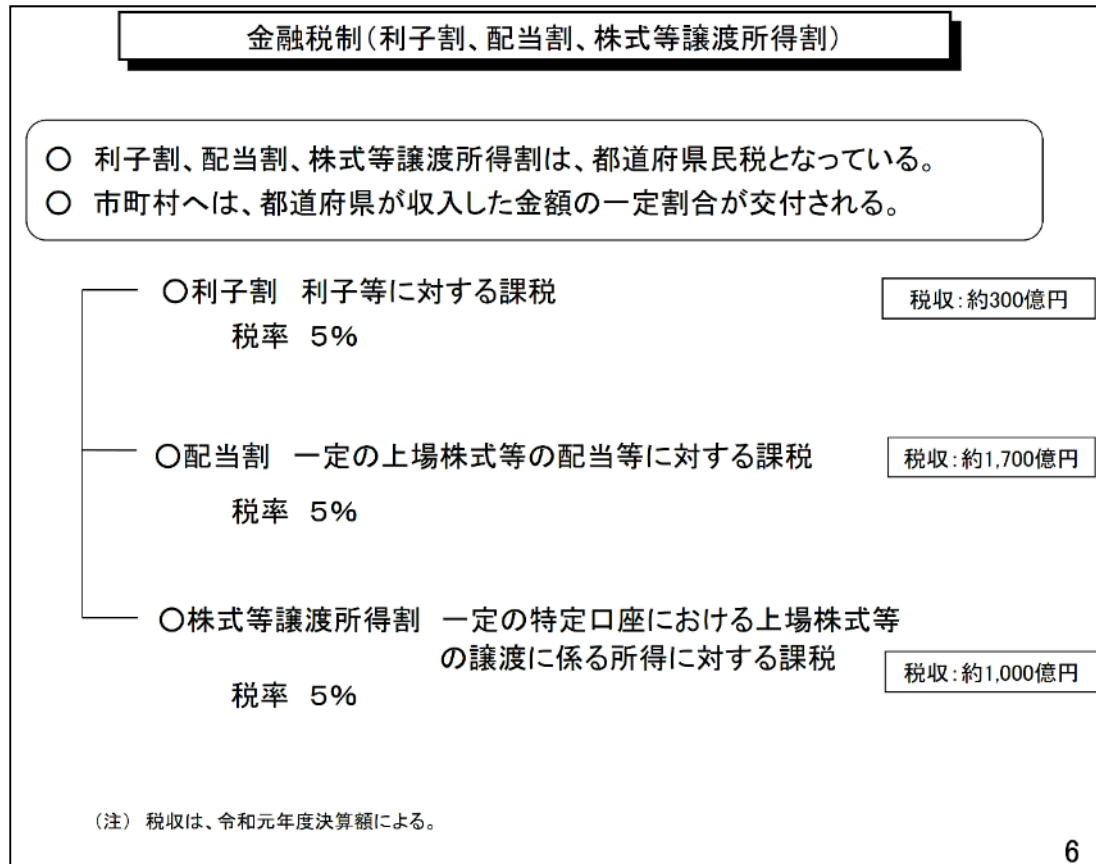
第3部 金融所得課税について

1 金融所得課税の概要

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得に対する課税のうち、金融所得課税は、利子割、配当割、株式等譲渡所得割に区分される。それぞれ個人の利子所得、配当所得、株式等譲渡所得に対して課されるもので、給与所得等に対する課税とは異なり、税率は、国税である所得税と合わせて一律20%（うち住民税分は5%）とされている。

個人住民税分の課税主体は、都道府県であり、徴収方法は、原則として銀行や証券会社などの金融機関が特別徴収を行い、利子割について「利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県」、配当割と株式等譲渡所得割について「納税義務者の住所地の都道府県」に納入することとされている。市町村には、交付金として、各収入額から徴税费相当額（1%）を控除した金額の5分の3を、各市町村に係る個人の道府県民税の額で按分して交付される。

【参考】個人住民税における金融所得課税について



出典：総務省「令和3年度第1回 個人住民税検討会（令和3年8月2日開催）」資料（抄）

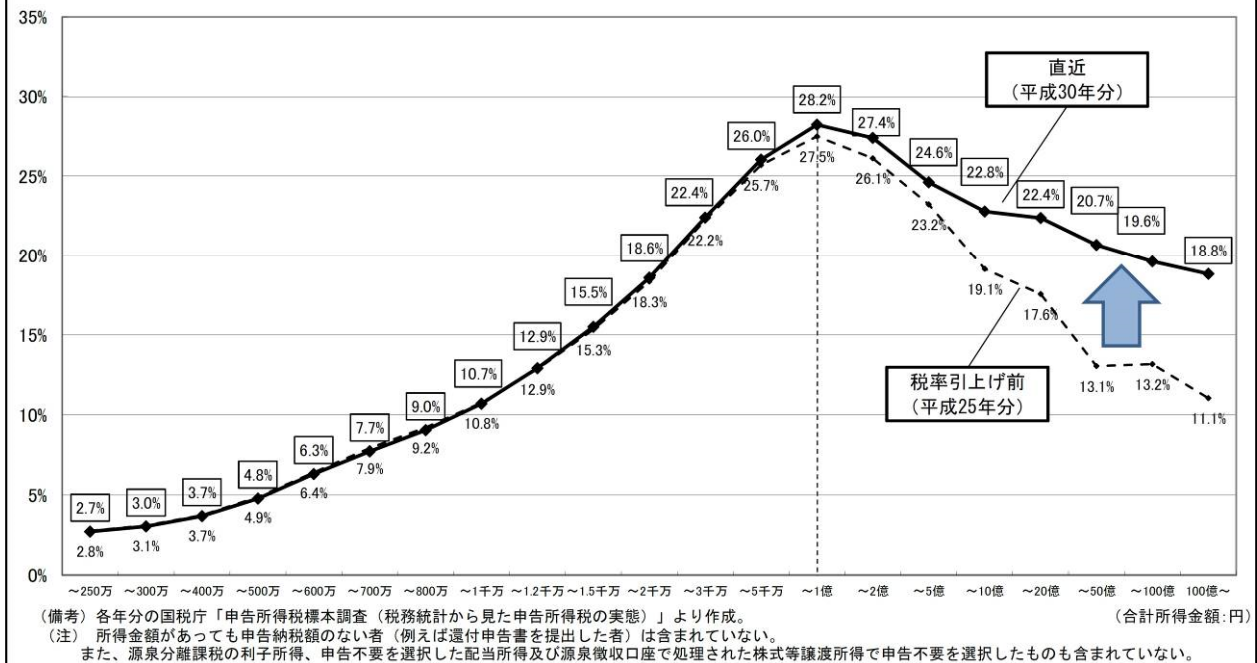
2 国等におけるこれまでの主な議論について

近年の金融所得課税に係る議論では、高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象となっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下しているという、いわゆる「1億円の壁」が指摘されている。

【参考】

○ 申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



出典：総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会（令和3年9月28日開催）」資料（財務省作成資料）

○ 課税方法・税率

| 所得 | 課税方法 | 税率 | | |
|-------|-----------------------------|-------------|----------------|-------------|
| | | 個人住民税 | 所得税 | 国・地方計 |
| 給与所得等 | [総合課税] 各種の所得を合計して税額計算 | 10% 比例税率 | 5%～45% 累進税率 | 15%～55% |
| 金融所得* | [分離課税] 他の所得と合計せず分離して税額計算 | 5% 比例税率 | 15% 比例税率 | 20% 比例税率 |

* 利子、配当、株式等譲渡所得。原則、確定申告不要。配当所得については、確定申告し、総合課税を選択することも可。

また、総務省「令和3年度個人住民税検討会報告書（令和4年3月）」においては、「金融所得課税の一元化」、「金融所得課税の税負担の公平性」、「金融所得課税の税率」、「国と地方の税収配分」、「課税方法、納税地」について言及された。

【参考】総務省「令和3年度個人住民税検討会」における主な意見

（金融所得課税の一元化）

- ・ 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

（金融所得課税の税負担の公平性）

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税すべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。

（金融所得課税の税率）

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。

（国と地方の税収配分）

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないか。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や保有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないか。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないか。

（課税方法、納税地）

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないか。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

出典：総務省「令和3年度 個人住民税検討会報告書（令和4年3月）」（抄）


3 指定都市市長会における要望の概要

指定都市市長会は、「令和4年度税制改正要望事項」（令和3年10月）において、個人住民税の充実強化として、「利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、その配分割合を拡充すること。なお、金融所得課税のあり方については、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保を踏まえて検討すること。」を要望している。

この要望に係る理由と現状として、「現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。なお、金融所得に対する課税のあり方について、令和3年度与党税制改正大綱において、「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」こととされたが、給与所得等との税負担の公平性を確保する観点からも、検討すべきである。」としている。

【参考】

| 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率 | | | |
|----------------------------------|---------------|----------------------------|------------------------------|
| | | 税率 | |
| | | 個人住民税 | 所得税 |
| 給与所得等その他の所得（総合課税） | | 10% | 最低5%、最高45% |
| 預貯金・一般公社債等の利子等 | | 5% | 15% |
| 配当等 | 上場株式等 | 5% | 15% |
| | 上場株式等以外（総合課税） | 10% | 最低5%、最高45% |
| 株式等譲渡所得 | | 5% | 15% |
| 土地等譲渡所得 | 長期保有・一般 | 5% | 15% |
| | 長期保有・優良宅地等 | ～2,000万円：4% 2,000万円超：5% | ～2,000万円：10% 2,000万円超：15% |
| | 短期保有 | 9% | 30% |
| 先物取引 | | 5% | 15% |



総合課税の税率(10%)よりも低い!

出典：指定都市市長会「令和4年度 税制改正要望事項」（令和3年10月）（抄）

4 本調査会における議論

本調査会においては、国等におけるこれまでの議論等を踏まえ、活発な議論が行われたが、主な意見は以下のとおりである。

- ・ 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得については、労働所得との不公平をなくすため、個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準に引き上げるべきではないか。
更には、地方の独自性を認めるため、一定税率ではなく、税率について地方団体に裁量権を求めるべきではないか。
- ・ 国・地方間の財源の配分割合について、本来、地方が6に対して国が4であるが、国に対してまずは少なくとも5：5とすることを求めるとすると、金融所得に係る地方分の税率は10%となり、結果的に給与所得の税率に近い水準となる。金融所得課税そのものの課税強化がされない場合であっても、財源配分の観点から、地方の割合を高めることを国に対して求めていくべきではないか。
- ・ これまで、一定の範囲で利子や株式譲渡益に関する金融所得課税の一体化が進められてきた。さらなる一体化が行われた場合には、損益通算範囲の拡大に伴って税収額に変動が生じ得る点にも留意しておく必要がある。

5 まとめ

個人住民税における金融所得の分離課税に係る税率（5%）は、従来から指定都市市長会の税制改正要望事項でも指摘されているとおり、給与所得等の労働所得に係る税率（10%）との間で不公平が生じている。この不公平の是正のため、資産性所得に係る税率を少なくとも労働所得に係る税率と同水準とするよう引き上げられるべきである。また、資産性所得には土地等の譲渡所得等も含んでおり、合わせて一体的に見直していく必要がある。

金融所得課税に係る議論では、「1億円の壁」を単に「高所得者優遇」への批判という論点に置き換えられる向きがあるが、個人住民税においては、所得金額の多寡にかかわらず、所得の性質によって異なる税率を採用していることが根本的な問題と言えよう。この議論に関連して、令和5年度与党税制改正大綱において、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」を図るとされたことは、税負担の公平性の確保に向けて一定の進展がみられたものと評価する。ただし、今回の措置は、ごく一部の高所得者層が対象であり、また、追加負担分の地方への配分について特段の措置は行われない。したがって、上述の個人住民税の税率の不公平は依然として残るものであり、この点について議論を続けるべきである。

また、令和5年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」の流れを加速する等の観点から、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うと示された。金融所得に係る税率の引上げについて言及はなく、現行の税率が据え置かれることとなるが、国・地方間の財源配分の観点から地方の配分割合を拡充するため、現行の税率の内訳（住民税5%、所得税15%）を見直し、地方税と国税の割合を少なくとも同水準（住民税・所得税とも10%）とするよう、地方から国に求めていくべきであろう。

【参考】令和5年度 与党税制改正大綱（令和4年12月16日公表）（抄）

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(1) 個人所得課税のあり方

① 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

NISAの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する。

具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとする。基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA制度の非課税所得は対象から除外することとし、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とする。

本措置は周知等に要する期間も勘案し、令和7年分以降の所得税から適用する。

第4部 二地域居住について

1 国等におけるこれまでの主な議論について

(1) 二地域居住の概念等

二地域居住とは、一定の定義があるわけではないが、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設けて、年間通算して一定期間を過ごすことを示す概念と考えられる。

「二地域居住」という用語は、平成16年度に国土交通省の「二地域居住人口研究会」において使用されたが、このときは「都市住民が年間で1ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する」ことを「二地域居住」としており、二地域居住により、その地域の消費需要や住宅需要等を増加させ、その地域に新たな雇用機会や本業以外の付随所得を生み出すことや、二地域居住をした者が、地方に定住することを期待するものであった。

平成27年度の「第二次国土形成計画（全国計画）」においても、「地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正」が掲げられた。また、令和2年度には「全国二地域居住等促進協議会」が設立された。さらに、令和3年度及び4年度における経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）では、テレワークの活用による「転職なき移住」の実現に言及されたほか、令和4年度の「デジタル田園都市国家構想基本方針」においては、「テレワーク（地方創生テレワーク）や副業・兼業等による『転職なき移住』を更に推進」とされている。

【参考】

| 「骨太の方針」(R3、R4) | |
|--|--|
| ●経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄） | |
| 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ 感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。 | |
| (1) 地方への新たな人の流れの促進 地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。 地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を表現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。 | |
| 関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。 多様な二地域居住・多拠点居住を促進 するため、保育・教育等の 住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討 し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。 | |
| ●経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄） | |
| 第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) | |
| 関係人口の創出・拡大や 二地域・多地域居住、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」の推進 に向け、 関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し 、地方企業や地域人材との交流・連携の促進、全国版空き家・空き地バンクの活用、空き家や企業版ふるさと納税の活用等による サテライトオフィスの整備等 ※を進める。地域への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実やまちづくりの中核となる経営人材の国内100地域への展開に取り組むとともに、「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。 | |
| 脚注※ 「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」の普及・定着を含む。 | |

(2) 個人住民税の分割の可否

総務省の「ふるさと納税研究会報告書」（平成 19 年 10 月）においては、個人住民税を分割するのは理論的に困難とされており、寄附金税制の活用により、実質的に税を分割することが可能とした。

【参考】ふるさと納税研究会（総務省）「ふるさと納税研究会報告書」（平成 19 年 10 月）（抄）

| |
|--|
| <p>総括</p> <p>2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して</p> <p>(2) 寄附金税制の進化</p> <p>「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題がある。一方、寄附金税制を応用し、進化させれば、これらの問題をクリアできるだけでなく、納税者が「ふるさと」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨を円滑に実現することができる。（略）</p> <p>本論</p> <p>II 制度設計の前提となる論点</p> <p>2. 「税」を分割する方式の可能性</p> <p>次に、「ふるさと納税」制度について、住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式、言い換えれば、「税」を分割する方式をとることが可能かどうか、以下の論点について検討する。なお、「税」の分割の対象としては、国税の所得税も考えられるが、ここでは個人住民税を念頭に置いて検討することとする。</p> <p>(1) 受益と負担</p> <p>個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。</p> <p>地方団体の行政サービスのうち、教育や福祉などの対人サービスの多くは、基本的に住民に対して提供されることから、個人住民税は、地方団体がその住民（当該団体の区域内に「住所」を有する者）に対して課税することとなっている。</p> <p>「住所」を有する者の要件は、様々な定め方があり得るが、個人住民税における住所は、地方団体の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有することから、課税の重複を避けるため、1箇所とされている。具体的には、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の個々の納税義務者の住所地の地方団体が、当該年度分の個人住民税の課税団体とされている。</p> <p>この点に関し、課税する側の論理だけでなく納税者の意思を尊重する必要があるのではないか、あるいは住所地主義と結びついた受益者負担の原則は、人の移動が少なかった時代の税制であり見直す必要があるのではないか、といった意見もある。</p> <p>これらの意見が提起する問題意識はそれ自体大きな意味があるが、他方、住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。</p> |
|--|

2 居住実態について

(1) 大都市圏における昼夜間人口比率¹

二地域居住に関する論点を検討するにあたり、まず居住実態や就業の実態等について確認する必要があるであろう。

令和 4 年 7 月 22 日に公表された「令和 2 年度国勢調査結果」において、「昼夜間人口比率を 2015 年と比べると、最も上昇したのは横浜市で 0.6 ポイントの上昇、最も低下したのは東京都特別区部で 1.7 ポイントの低下となっている」とされている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、テレワークや在宅ワークといった、いわゆる「新しい生活様式」が積極的に取り入れられた時期と重なっていることから、首都圏のベッドタウンの側面を持つ横浜市の昼夜間人口比率の上昇につながったものと考えられる。

¹ 昼夜間人口比率とは、「昼間人口÷夜間人口」により算出され、100%を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100%を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

なお、令和2年度においても大阪市や東京都特別区部においては130%を超えている。夜間人口は、当該地方団体の住民登録上の人口と概ね一致することから、個人住民税の納税義務者のうち一定程度の者は、昼間は納税先と異なる自治体の行政サービスを受けている実態が窺われる。

【参考】 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率

— 政令指定都市及び東京都特別区部（2015年～2020年）

| 順位 ¹⁾ | 政令指定都市 ・ 東京都特別区部 | 昼間人口（人） | | 夜間人口（人） | | 昼夜間人口比率 | | ポイント差 2015年 ～2020年 |
|------------------|------------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|--------------------------|
| | | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | |
| 1 (2) | 大阪府 大阪市 | 3,604,478 | 3,645,921 | 2,691,185 | 2,752,412 | 133.9 | 132.5 | -1.5 |
| 2 (1) | 東京都 特別区部 | 12,422,921 | 12,870,173 | 9,272,740 | 9,733,276 | 134.0 | 132.2 | -1.7 |
| 3 (3) | 愛知県 名古屋市 | 2,594,841 | 2,609,745 | 2,295,638 | 2,332,176 | 113.0 | 111.9 | -1.1 |
| 4 (4) | 福岡県 福岡市 | 1,705,028 | 1,769,643 | 1,538,681 | 1,612,392 | 110.8 | 109.8 | -1.1 |
| 5 (5) | 京都府 京都市 | 1,610,077 | 1,594,930 | 1,475,183 | 1,463,723 | 109.1 | 109.0 | -0.2 |
| 6 (6) | 宮城県 仙台市 | 1,147,592 | 1,154,586 | 1,082,159 | 1,096,704 | 106.0 | 105.3 | -0.8 |
| 7 (7) | 岡山県 岡山市 | 746,795 | 747,281 | 719,474 | 724,691 | 103.8 | 103.1 | -0.7 |
| 8 (8) | 静岡県 静岡市 | 726,526 | 713,745 | 704,989 | 693,389 | 103.1 | 102.9 | -0.1 |
| 9 (9) | 兵庫県 神戸市 | 1,576,599 | 1,564,007 | 1,537,272 | 1,525,152 | 102.6 | 102.5 | -0.0 |
| 10 (10) | 福岡県 北九州市 | 984,519 | 959,146 | 961,286 | 939,029 | 102.4 | 102.1 | -0.3 |
| 11 (12) | 新潟県 新潟市 | 821,867 | 798,479 | 810,157 | 789,275 | 101.4 | 101.2 | -0.3 |
| 12 (13) | 広島県 広島市 | 1,210,470 | 1,213,104 | 1,194,034 | 1,200,754 | 101.4 | 101.0 | -0.3 |
| 13 (11) | 熊本県 熊本市 | 753,492 | 746,115 | 740,822 | 738,865 | 101.7 | 101.0 | -0.7 |
| 14 (14) | 北海道 札幌市 | 1,952,057 | 1,968,338 | 1,952,356 | 1,973,395 | 100.0 | 99.7 | -0.2 |
| 15 (15) | 静岡県 浜松市 | 792,567 | 784,884 | 797,980 | 790,718 | 99.3 | 99.3 | -0.1 |
| 16 (16) | 千葉県 千葉市 | 944,023 | 946,610 | 971,882 | 974,951 | 97.1 | 97.1 | -0.0 |
| 17 (17) | 大阪府 堺市 | 782,117 | 770,547 | 839,310 | 826,161 | 93.2 | 93.3 | 0.1 |
| 18 (19) | 神奈川県 横浜市 | 3,369,948 | 3,440,070 | 3,724,844 | 3,777,491 | 90.5 | 91.1 | 0.6 |
| 19 (18) | 埼玉県 さいたま市 | 1,155,613 | 1,204,080 | 1,263,979 | 1,324,025 | 91.4 | 90.9 | -0.5 |
| 20 (20) | 神奈川県 相模原市 | 619,393 | 625,027 | 720,780 | 725,493 | 85.9 | 86.2 | 0.2 |
| 21 (21) | 神奈川県 川崎市 | 1,252,752 | 1,285,285 | 1,475,213 | 1,538,262 | 84.9 | 83.6 | -1.4 |

注) 不詳補完値による。

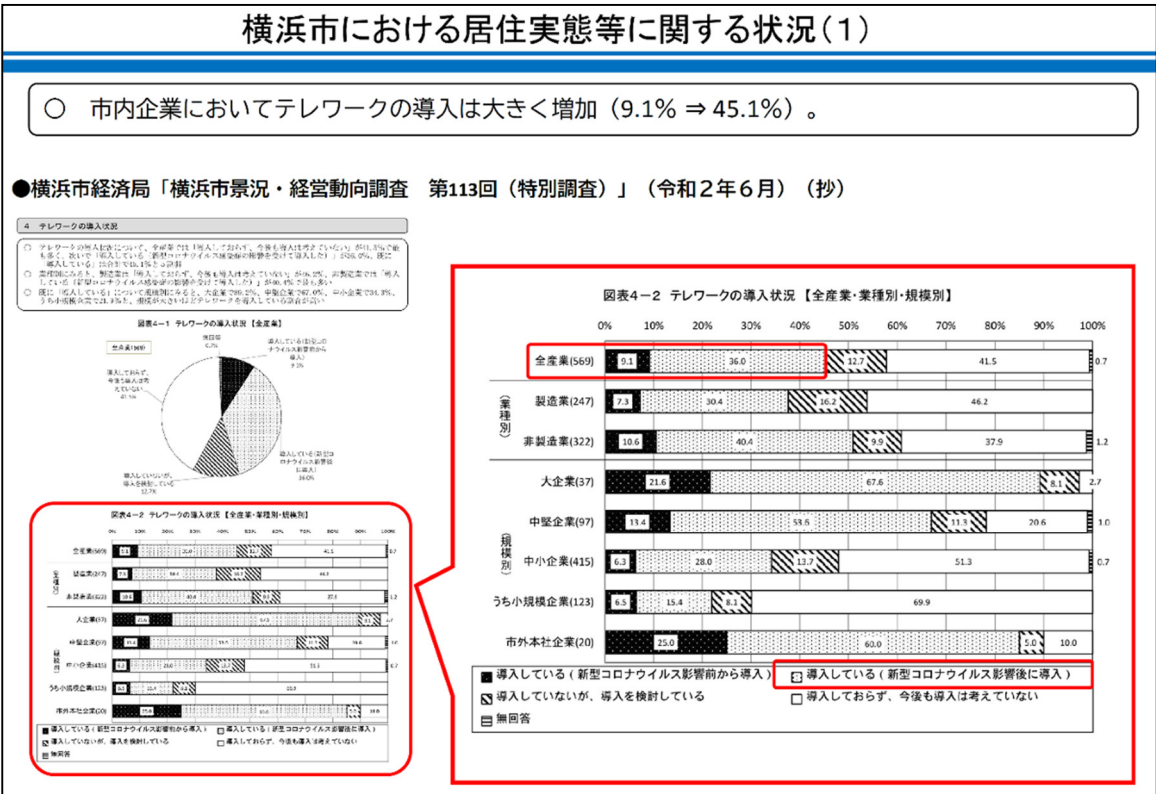
1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、()は、2015年の昼夜間人口比率による。

出典：総務省「令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果 結果の概要」
(令和4年7月22日)

(2) 市内におけるテレワークの普及状況

横浜市経済局が令和2年6月に実施した「景況・経営動向調査」によると、市内企業におけるテレワークの導入状況は、コロナ禍前(9.1%)とコロナ禍(45.1%)で顕著な変化が生じており、コロナ対策の観点からテレワークの導入が進んだことが読み取れる。

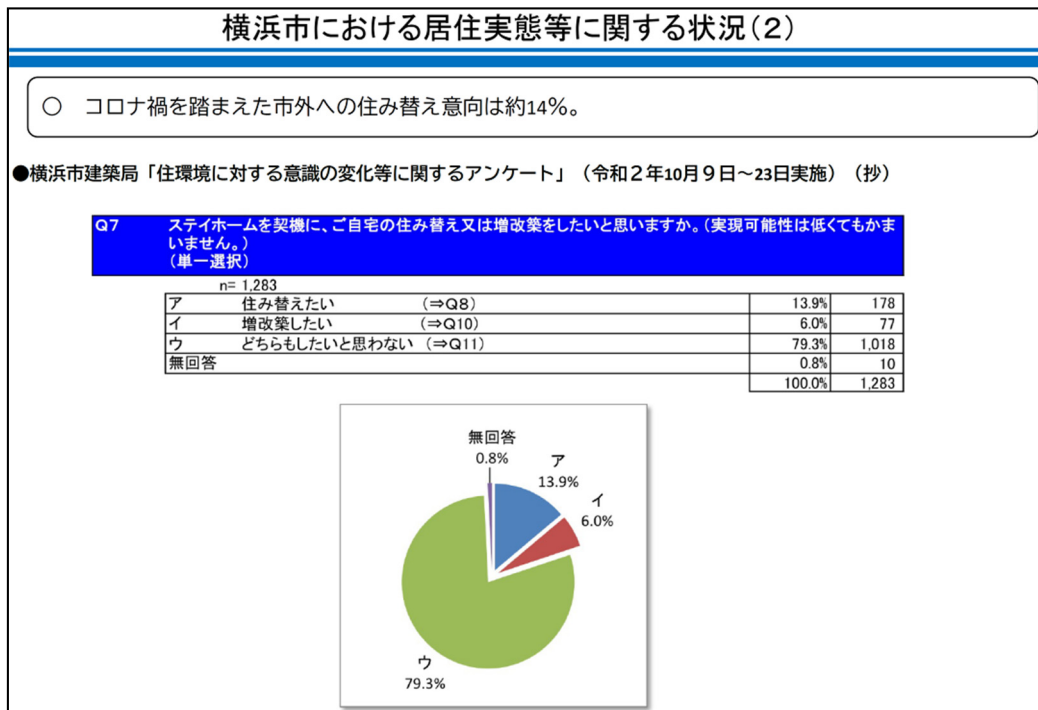
【参考】



(3) 転居の意向

コロナ禍によるステイホームを契機とした住環境に対する意識の変化については、横浜市建築局が令和2年10月に実施した市民アンケートによると、「住み替えたい」と回答した割合は13.9%にとどまっております。コロナ禍を踏まえても現在の住環境を変える意向はかならずしも多くはないものと考えられる。

【参考】



(4) 企業におけるリモートワークの取組例

コロナ禍により、企業のリモートワークの導入が進んでいると言われている。前述のとおり、市内企業においてはコロナ禍を契機にテレワークを新たに導入した企業が多く見られるほか、複数の大手企業のプレスリリースにおいてもリモートワークを基本とする方針を示す等の動きが見られる。

その一方で、リモートワークを導入した大手企業の中には、そのメリット・デメリットを比較考量した上で、出社を原則とする方針に戻す企業も複数見られる状況である。対面でのコミュニケーションの有効性が再認識されているものと考えられる。

なお、リモートワークを積極的に活用する企業の中でも、リモートワークの場所は「社員の自宅」としていたり、事業所に数時間で参集できる場所に限定する等、かならずしも二地域居住、ワーケーションを前提としたものとはなっていないように見受けられるところである。

3 現行の地方税制度

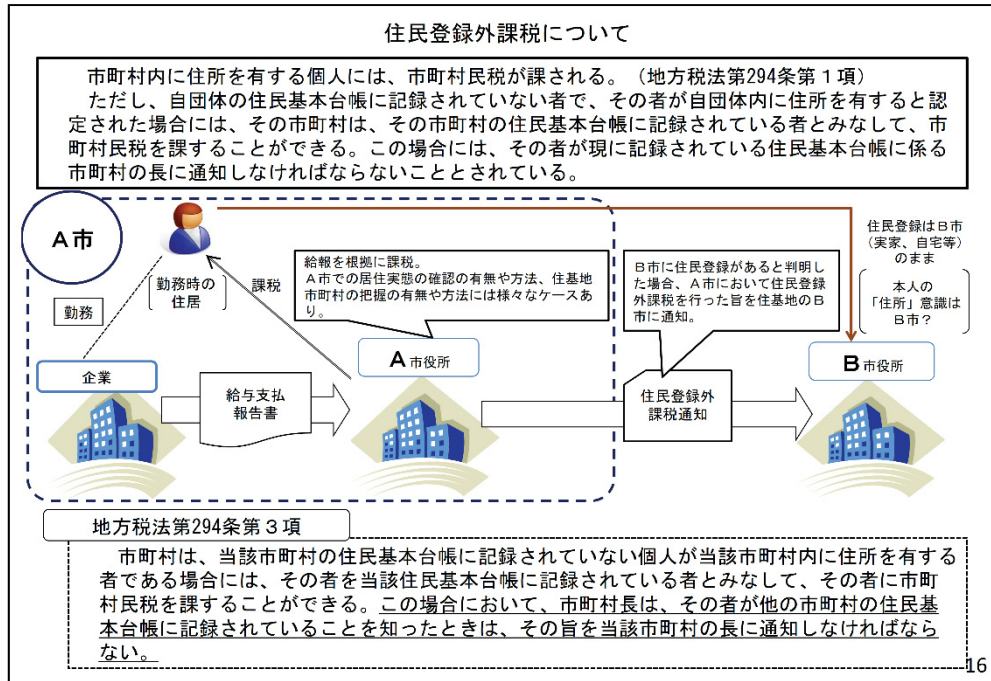
(1) 住民登録上、当該自治体に居住していない者に対する個人住民税の課税等について

ア 住民登録外課税

地方税法上、市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される（地方税法第 294 条第 1 項）。ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。この場合にはその者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている（住民登録外課税通知。同法同条第 3 項）。実務的には、企業から提出される給与支払報告書の内容をベースにして、居住実態のある市町村で課税するものである。

横浜市においては、他市町村に対して法 294 条に基づき 8,475 件（令和 4 年度当初課税分、非課税者含む。）を通知しており、他市町村からは 3,848 件（令和 3 年度の総受信件数（過年度含む。）、非課税者含む。）の通知を受けている。

【参考】



出典：総務省「令和3年度個人住民税検討会報告書（令和4年3月）」（抄）

イ 家屋敷課税

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負うというものである。たとえば、単身赴任中に家族が住む住宅や、川崎市在住の個人事業主が横浜市内に事業所を設けて事業を行っているといった場合に、課税が行われる。

横浜市においては、令和3年度は5,454件、合計23,998千円の課税を行っている。

【参考】

個人住民税の非住所地に係る均等割課税(いわゆる「家屋敷課税」)について

現行制度 市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

(1) 納税義務者

- ① 道府県民税：道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷等を有する市町村内に住所を有しない者
- ② 市町村民税：市町村内に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者

(2) 税率

- ① 道府県民税：年額1,500円
- ② 市町村民税：年額3,500円

※ 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(3) 非住所地に係る均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)の対象

- ① 事務所、事業所
 事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所
 (自己の所有に属するものであるか否かを問わない。)
- ② 家屋敷
 自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅
 ※ 例：単身赴任中に家族が住む住宅等

A市
家屋敷等所在地

B市
住所地

均等割の額 = A市分(家屋敷課税) + B市分
 = 5,000円 + 5,000円
 = 10,000円

家屋敷課税の課税状況(令和3年度当初課税)

- (1) 納税義務者数：218,844人
- (2) 税収額(推計)：約11.9億円

※令和3年度課税状況調の市町村民税の金額(7.7億円)を元に推計。

9

(2) 住民登録上、当該自治体に居住していない者に対する個人住民税以外の主な課税等について

ア 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税されるものである。二地域居住をする者が居住先において不動産を所有する場合、固定資産税及び都市計画税（市街化区域内の場合）を負担することとなる。

イ 地方消費税

地方消費税は、原材料の生産、製造、卸売及び小売の各段階で課されるものである。納税義務者から国（税務署及び税関）に消費税と合わせて申告納付された地方消費税は、国（税務署及び税関）からその区域の都道府県に払い込まれる。都道府県は国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等により都道府県間で清算する。二地域居住先における消費行動に係る地方消費税収についても、上記仕組みに基づき都道府県に収入され、そのうちの2分の1を人口等を基準に市町村に交付されることとなる。

ウ 法定外税

静岡県熱海市においては、課税自主権を活用し、法定外税として「別荘等所有税」を課している。本法定外税においては、主として保養の用に供する家屋又はその部分等を課税客体とし、その所有者を納税義務者として課税するものである。

エ 寄附金税額控除（いわゆる「ふるさと納税」）

都道府県、市町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額を税額控除するものである。この制度を活用し、二地域居住先の市町村に対して寄附を行うことで、住民登録のない市町村に実質的に納税することが可能となる。ただし、本制度は二地域居住先でない自治体に対しても行うことが可能であるほか、これまで自治体間の過度な返礼品競争が問題視される（令和元年にはふるさと納税の対象団体の指定制度が導入）など、かならずしも寄附先と二地域居住先とが結び付かないことに留意が必要である。

4 本調査会における議論

本調査会においては、国等におけるこれまでの議論や横浜市における関連資料等を踏まえ、活発な議論が行われたが、主な意見は以下のとおりである。

- 国の政策等において、関係人口の拡大に向けた取組が進められる一方で、関連する税制の検討がしっかりと行われていない。
- 二地域居住の議論をする上で、実態把握や定義付けが整理されていない状況ではないか。
- 国内法において、住所は1か所とされているというのが判例（最高裁平成23年2月18日判決。最高裁判所ホームページ掲載）である。そのため、二地域居住について、生活の本拠である住所以外の起臥寝食の場所においても課税しようとする考え方は、現行法を前提とすると、困難ではないか。
- 国際課税においては、条約の適用対象者を居住者と決めており、その居住者は国の法律で決めるとされている。それぞれの国で居住者となることがあり得る前提だが、所得課税は、人的経済的関係の密接の程度などに応じてどちらか一方の国の居住者であることを振り分けるルールがあり、二地域居住に係る課税を検討するのであれば、それらとの整合も図らなければならない。
- ワークেশンの議論では、労働している場所があるのだから課税すべきというようにも取れるが、国際課税においては、労働している場所は給与所得の源泉地であり、そこに居住しているとは言わない。
ただし、その所得が生じた場所で、どのようにして所得が生じているかという点、財産権が保護されているとか、労働者の場合であれば労働の環境が与えられていて労働関係法で保護されているとか、所得が生じている場所の公共サービスを受けているという見方もあり、だからこそ源泉地が課税権を行使できるという考え方もある。
- まずは、現行の家屋敷課税について、事務コストを要することになるかもしれないが、自治体がしっかりと情報を把握して課税していくことが必要ではないか。
- 二地域居住に係る課税の根拠は、受益や行政需要を増大させる原因であるということもできるかもしれないが、課税庁がその居住実態の把握をするためには膨大な事務が必要と考えられる。また、個人の滞在場所等の行動を把握することは、プライバシーの問題も生じてくる可能性があるのではないか。

5 まとめ

住所地以外の自治体への納税の仕組みについては、古くはふるさと納税の導入時に検討されており、『ふるさと納税』をあくまで『税』の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局

に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難」と整理されている（総務省「ふるさと納税研究会報告書」4頁（平成19年10月公表））。

本調査会においては、そのような前提を踏まえつつ、近年のいわゆる関係人口の拡大に向けた国の施策や、二地域居住に関する昨今の議論の状況を確認した上で、国際課税における取扱いの観点も含め、あるべき姿の検討を試みようとしたものである。

しかし、この「二地域居住」なる概念については、その実態が正確に把握されているとは言えず、また定義付けも整理されていないようである。さらに、仮に二地域居住の実態があるとした場合であっても、居住実態の正確な把握のためには膨大な事務量が必要と考えられるほか、課税庁が個人の滞在場所等の行動を把握することはプライバシーの保護の観点からも懸念があるところである。

「二地域居住」を前提とした税の分割は、これまでの個人住民税の課税の考え方を大きく変更するものである。間違っても本件検討テーマの目的が税源の偏在是正であってはならない。

「二地域居住」への対応を検討する場合には、まずは個人住民税制度の原点に立ち返って考えることが必須である。その上で、実態の正確な把握が必要であるとともに、徴税コストや納税者のプライバシー保護の観点等、さまざまな観点から十分な検討が必要であることを強調しておきたい。

おわりに

令和4年度の税制調査会は、横浜市にとって最も重要な税目、すなわち個人住民税について検討を試みた。検討の第一歩として、最近特に注目を集めている3つの論点について、予定時間を超過するほどの活発な議論を行い、地方自治体の税制調査会という立場から意見を取りまとめた。

ここでは重複しないよう再度の言及は控えるが、3つの論点それぞれに改善に向けた課題の大きさや複雑さが異なる。3点のうち最も改革への抵抗と障害が少ないのは、2点目の金融所得課税の税率改正であろう。税率の改正は、公平性と地方税収確保の観点から即座に実行されるべきである。

残りの2点については、論点をはるかに複雑であり、引き続き慎重な検討と議論が繰り返されるべきであろう。1点目の現年課税については、一言でいえば「弊害を引き起こすことなしに現年課税へ移行できるか」という課題が最後の最後まで残ってしまう。現年課税への改革は誰しも必要性を認めるが、移行に伴う税収変動や社会保障制度に対して及ぼしかねない弊害を考えると、改革すべきと即断することは難しいのである。

この現年課税以上に論点が複雑怪奇なのが、3点目の二地域居住である。ここ数年で政治的に最も活発な意見提示が行われた論点であるが、改革の方向性も改善の目的も明確とは言いがたい。そのためこの3点目こそ、ホット・イシューだからと安易に飛びつくことなく、慎重な検討と熟慮が求められる。

その理由を1点、最も重要な理由のみ明示しておこう。なぜ軽々な制度改正を避けねばならないのかと言え、現年課税でも示唆したように、個人住民税の制度変更が、さまざまな社会保障の負担と給付に影響を与える可能性が極めて高いからである。個人住民税の基礎となる収入額・所得額は、社会保障制度の基礎データである。したがって、その制度変更が必須の場合は、社会保障への悪影響が生じないように慎重な準備と工夫を施しておくことが必要なのである。

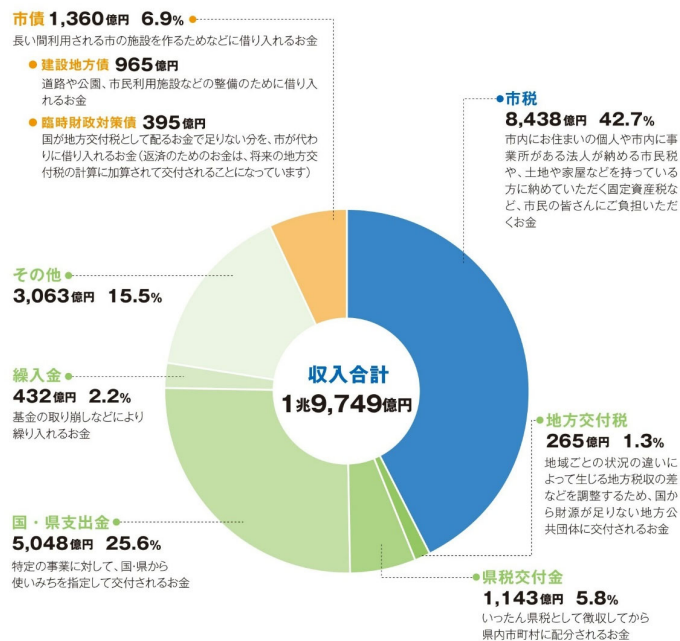
個人住民税については、今年取り組んだ3点のほかにも、課税標準の算定方法や均等割の税率のあり方等々、検討すべきテーマは多い。したがって、本調査会は、地方自治体の立場から、今後も個人住民税の諸課題に積極的に検討を加えていくことにする。

ここで「地方自治体の立場から」とこだわった理由は、地方税のあり方を国レベルの議論だけに任せておくと、地方自治や地方の課税権が損なわれかねない風潮が強まっているからである。本調査会は、わが国を代表する大都市自治体の税制調査会としての責務を、誠実に果たしていきたいと考えているのである。

参 考 资 料

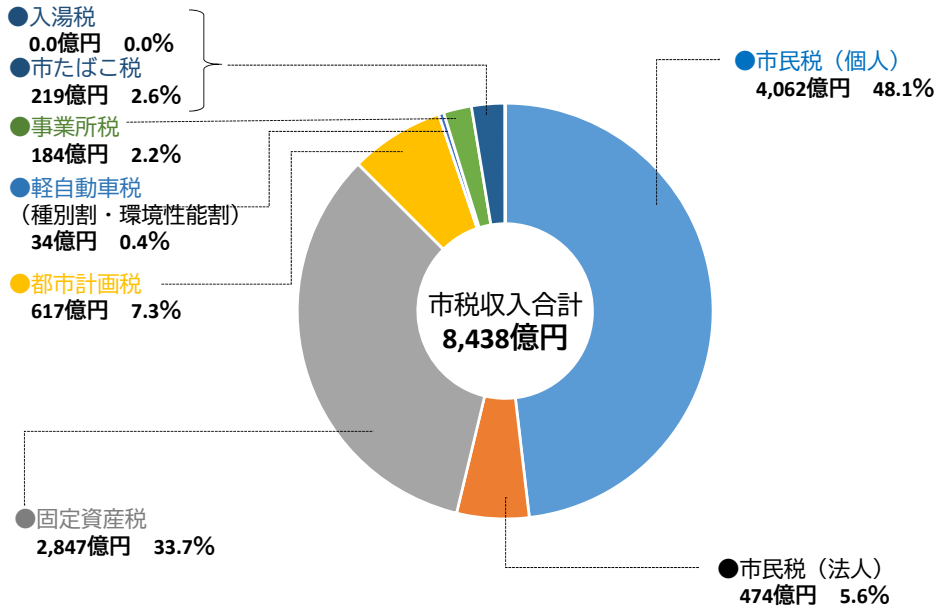
個人住民税の概要

横浜市の収入等の状況(令和4年度当初予算(一般会計))

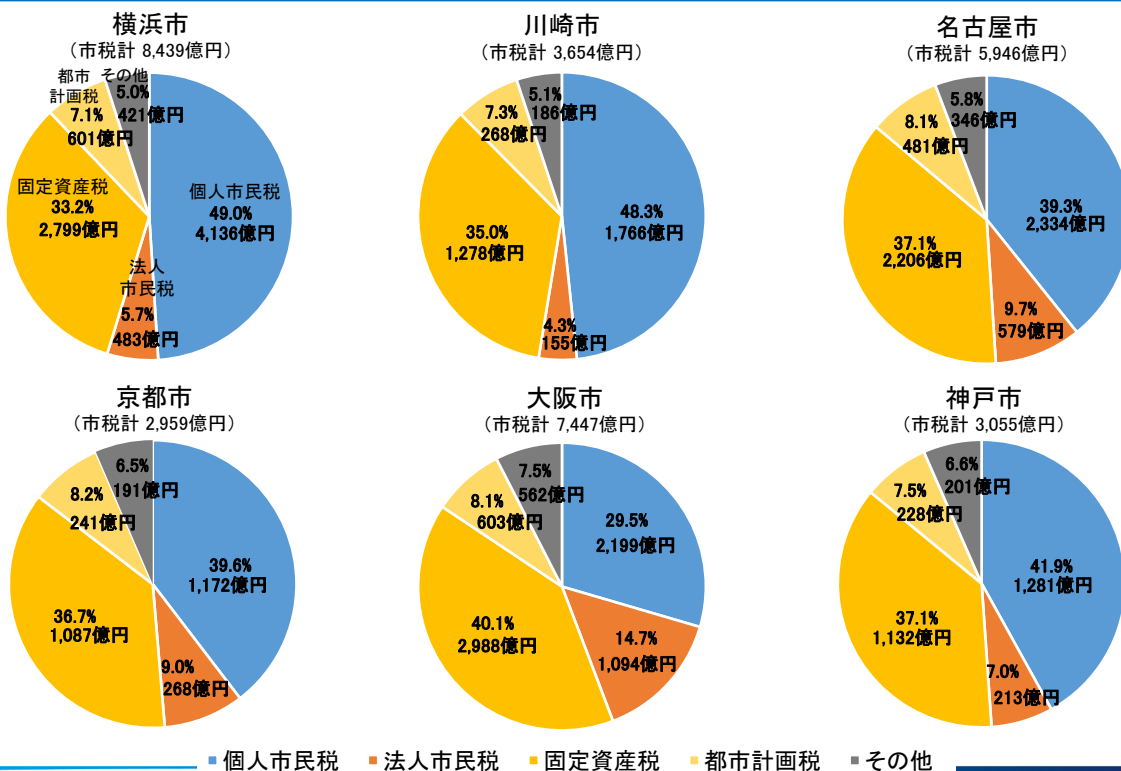


出典：令和4年度横浜市予算 ひと目でわかる横浜の財政

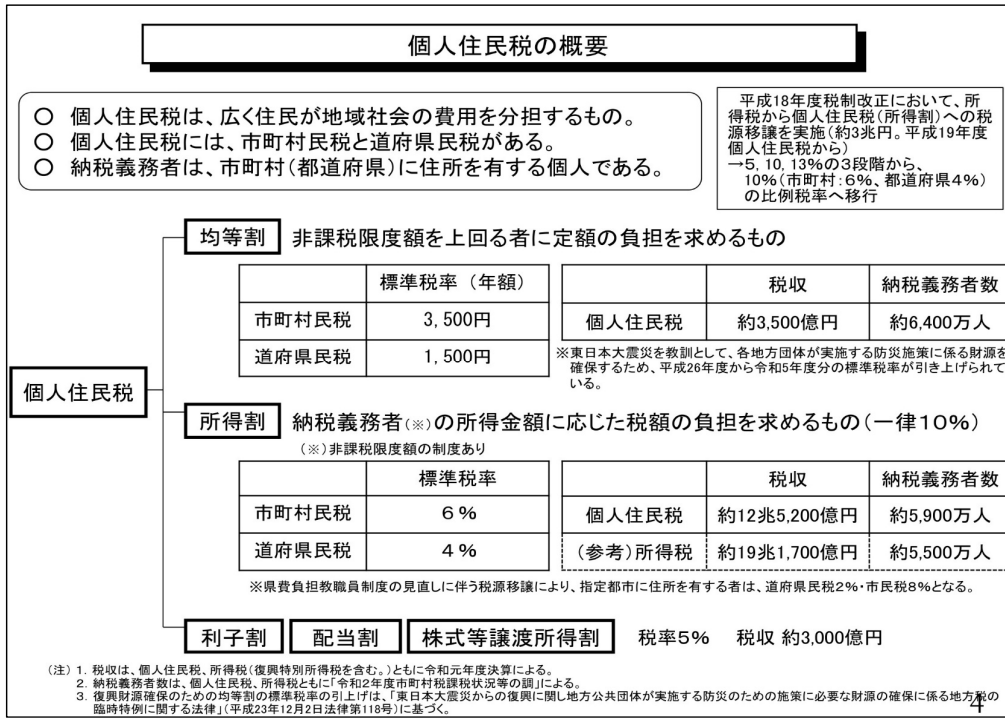
横浜市の市税収入の状況(令和4年度当初予算(一般会計))



各政令市における市税収入の状況(令和2年度決算)

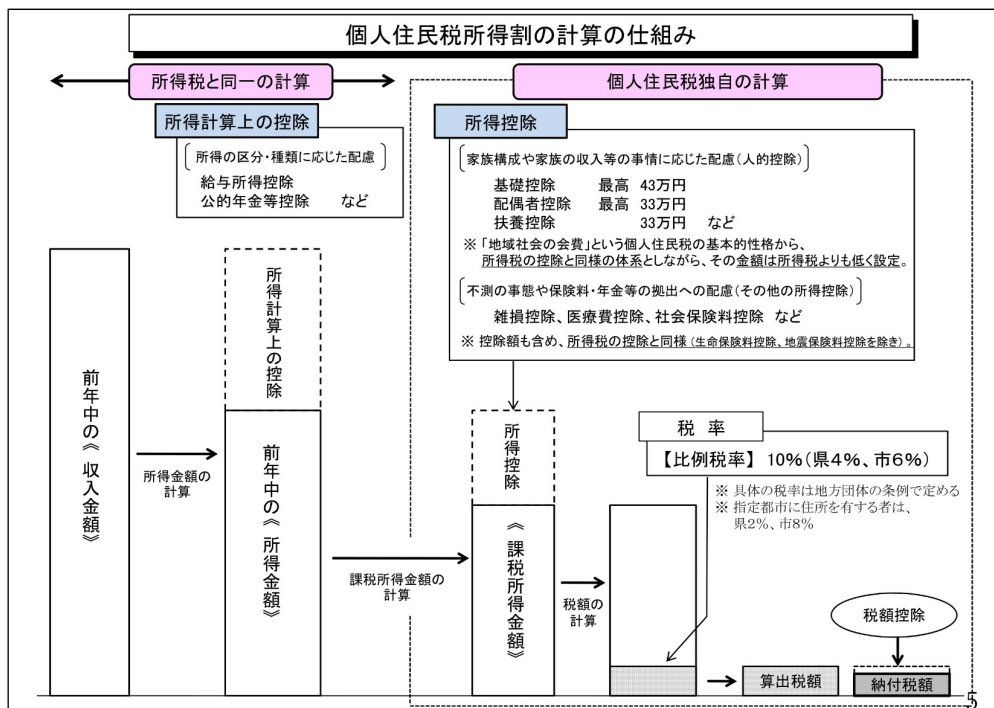


個人住民税制度の概要(1) 全体像



出典：総務省「令和3年度第1回個人住民税検討会(令和3年8月2日開催)」資料

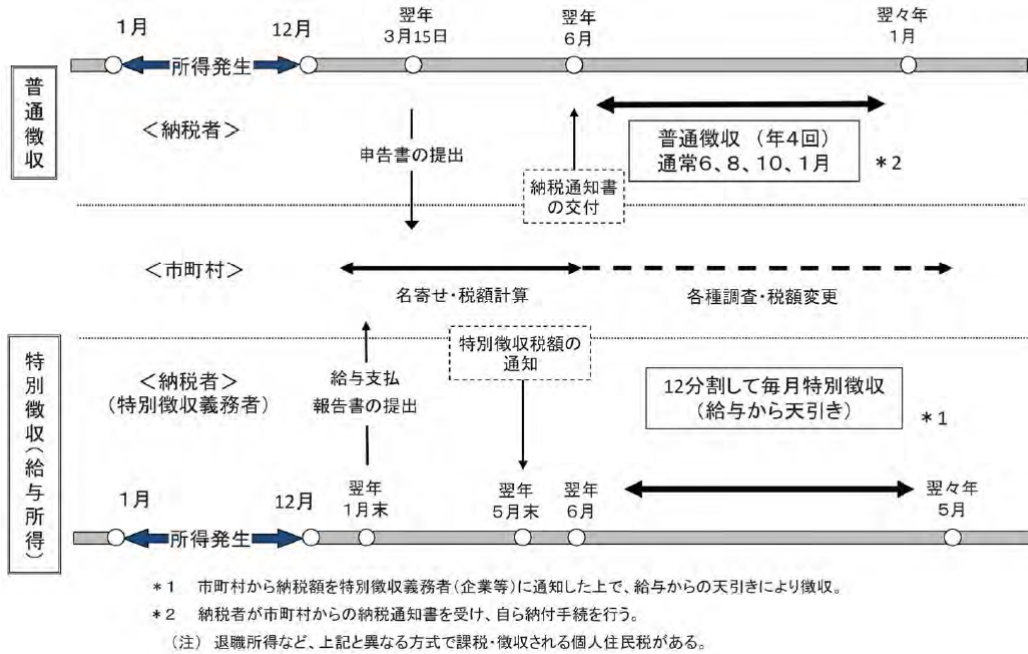
個人住民税制度の概要(2) 税額計算



出典：総務省「令和3年度第1回個人住民税検討会(令和3年8月2日開催)」資料

個人住民税制度の概要(3) 徴収方法①

個人住民税では、給与所得、事業所得等主要な所得については、翌年度に課税・徴収している。



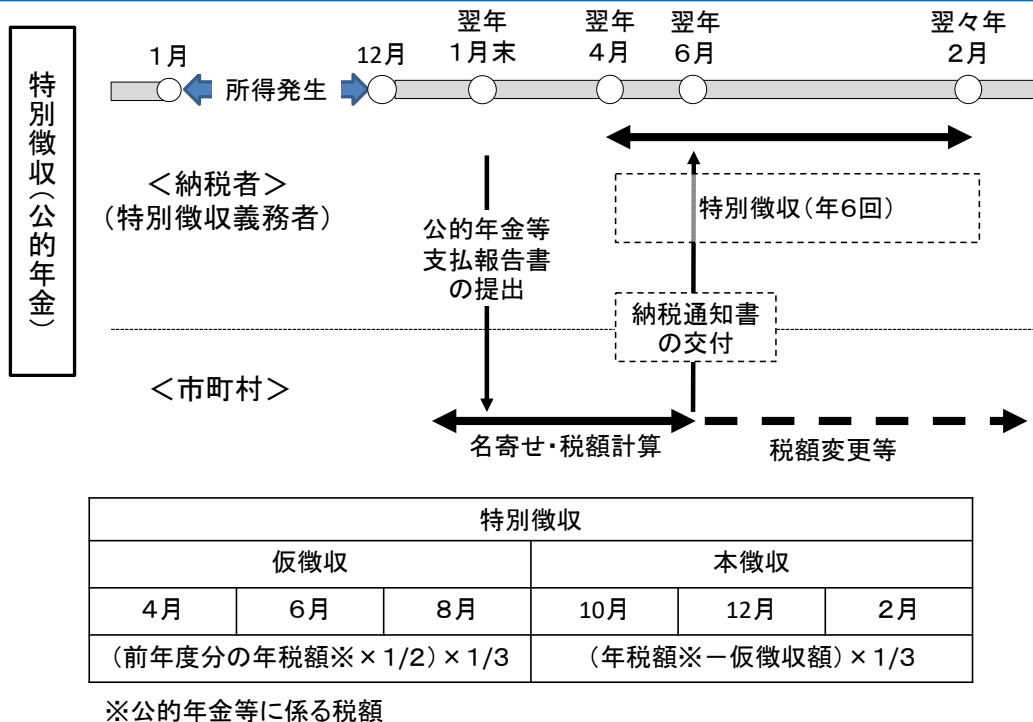
あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



7

個人住民税制度の概要(3) 徴収方法②



あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

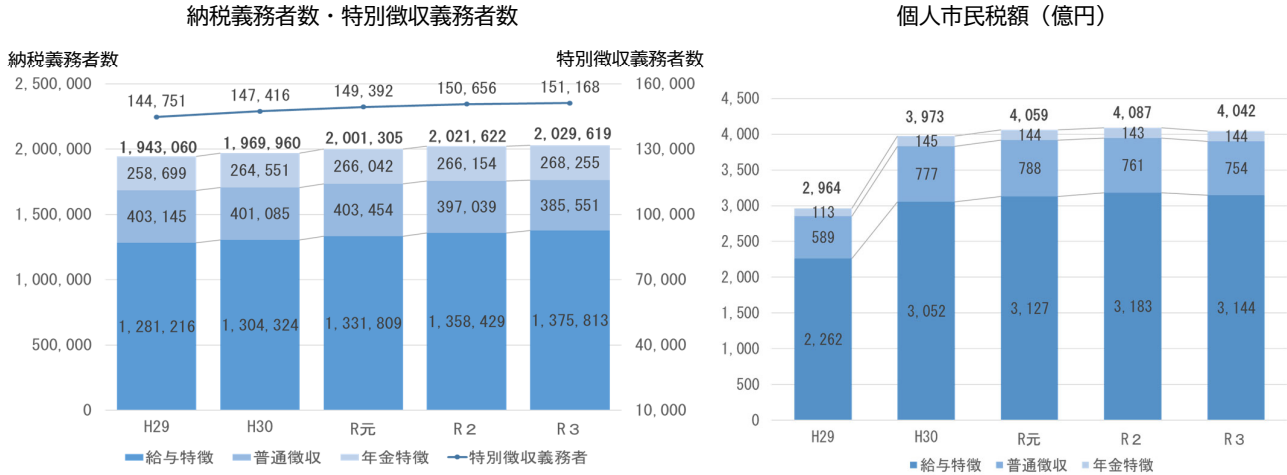
City of YOKOHAMA



8

横浜市における個人市民税の納税義務者数等の状況

○ 横浜市における特別徴収義務者数は年々増加傾向。



出典：横浜市 各年度 課税状況調・賦課額調から作成

あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



9

令和3年度個人住民税検討会における検討内容

●総務省自治税務局市町村税課「令和3年度 個人住民税検討会報告書」（令和4年3月）（抄）

第1 個人住民税のあり方について

1 検討の背景

地方税制については、平成の30年間を通して、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて一連の抜本的税制改革を行ってきたところであり、その中で、個人住民税についても、平成19年度の3兆円の税源移譲・10%比例率化にみられるような抜本的な改革が行われてきたところである。個人所得課税については、近年も、経済社会の構造変化を踏まえ、働き方やライフコースの多様化等への対応として、平成29年度改正における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、平成30年度改正における給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への10万円振り替え、令和2年度改正における未婚のひとり親に対する税制上の措置等が行われてきており、現在も、政府税制調査会において、引き続き、これらの観点から議論がなされることとされている。

このように、平成の30年間を通じた諸改正や近年における個人所得課税の議論を踏まえ、個人住民税の今後の目指すべき中長期的なあるべき姿や大きな方向性を改めて議論する必要があるところである。

（略）

2 均等割

- (1) 概要
- (2) 本検討会における議論
（均等割の引き上げ）
（森林環境税）
（家屋敷課税）

3 金融所得課税

- (1) 概要
- (2) 金融所得課税に係る過去の改正経緯
- (3) 本検討会における議論
（金融所得課税の一元化）
（金融所得課税の税負担の公平性）
（金融所得課税の税率）
（国と地方の税収配分）
（課税方法、納税地）

4 ふるさと納税制度

- (1) ふるさと納税制度
- (2) 二地域居住に係る課税のあり方

5 県費負担教職員制度の見直しに係る税源移譲

- (1) 概要
- (2) 本検討会における議論
（納税義務者への周知）
（指定都市の税収）
（指定都市の事務上の課題）

6 その他

- （世帯課税）
- （非課税限度額）
- （租税教育、周知広報）
- （地方税手続の電子化）
- （働き方やライフコースの多様化等）
- （その他）

第2 個人住民税の現年課税化 （以下、略）

あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



10

個人住民税の現年課税化について

あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



1

論点メモ

- 特別徴収義務者の事務負担をどう考えるか
〔個人住民税の年末調整、1月1日時点の住所の把握等〕
- 切替年度における2か年度分の課税への対応をどうすべきか
- 社会全体のデジタル化、マイナンバーカードの普及状況を踏まえた検討

国における現年課税化に関する これまでの主な議論

3

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(1)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

個人住民税の現年課税化の議論の背景

所得税と個人住民税の仕組み

所得税： 収入発生に並行して、当該年の所得確定時よりも前倒して、当該収入から差し引いて徴収し(源泉徴収・予定納税)、所得確定後、当該所得に応じた税負担となるよう調整(年末調整・確定申告)する仕組み。

個人住民税： 前年所得に基づき、課税する市区町村において当該所得にかかる税額を算出・決定し、賦課・徴収する仕組み。

※ 本検討会においては、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとしている。

① 個人住民税が前年の所得に課税する仕組みとなっている理由

- 所得税のように、納税者が、自らその税額を計算し、納付する申告納付制度の方が、所得の現況にも適合したより適切な仕組みである。
- しかしながら、所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。
- 所得税において確定した前年の所得を用いることで、個人住民税の税額計算のために、原則として、個人住民税独自の申告等を納税者に求める必要はなくなり、簡素な徴収の仕組みとすることが可能となる。

(「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋)

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(2)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

② 現年課税化による効果に関する指摘

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。
(「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋)

③ 近年における状況の変化

- 働き方の多様化(※1)により、前年から収入が大きく減少する納税者が今後さらに増える可能性がある。
- 外国人労働者が増加(※2)しており、出国により賦課徴収が困難となるケースが今後さらに増える可能性がある。
- ICTの進展やマイナンバーの活用等に伴い、現年課税化による納税者、企業、市町村における負担が軽減されることも想定される。

※1 非正規割合の推移(出典:「労働力調査特別調査」総務省(～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」総務省(2002年～))

1984:15.3% → 1994:20.3% → 2004:31.4% → 2009:33.7% → 2014:37.4% → 2019:38.3%

※2 外国人労働者の増加(出典:「外国人雇用状況」厚生労働省)

2009:56.3万人 → 2014:78.8万人 → 2019:165.9万人

5

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(3)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

(参考) 個人住民税の現年課税化に関する政府税調等における議論

- 長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

- 個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

- 平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

6

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(4)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

税制抜本改革法(抄)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格(2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。)とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

7

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(5)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

個人住民税検討会におけるこれまでの検討

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
 - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度
 - ・ 市町村精算方式(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)

8

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(6)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

| 個人住民税検討会におけるこれまでの検討(地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論) | |
|--|--|
| 報告書のポイント | |
| 平成27年度 | <p>「マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー利用開始後においても、以下のような課題が考えられる。 ア 1月1日現在の住所地把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間のパート、アルバイトはマイナンバーの提出をためらうことも考えられ、その取得をすることも相当の事務負担になる。 ・ マイナンバーを取得しても企業の側において1月1日時点の住所地把握はできず、事務負担の軽減とはならない。 イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手作業、システム導入のどちらにおいてもマイナンバーを記載するための事務負担は増加する。 ウ 年末調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、市区町村ごとに年末調整に必要な書類のマイナンバー記入箇所が異なる場合、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。 ・ 給与以外の所得については、企業側は、それらの所得を把握する立場にない上、マイナンバーを利用することもできないため把握することができない。 ○ 今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。 |
| 平成29年度 | <p>「現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入すれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき(※)、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。 ※ システムにおいて税額を自動で計算するためには、全地方団体の税率等の情報を統一的に管理し、公表する仕組みが必要。 ○ 現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することについては、事務負担の増加が見込まれ、対応が困難な場合があると考えられる。特に規模の小さい企業においては、経営者の高齢化によるITリテラシーの問題から今後も課題となると考えられる。 ○ 一方で、近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。また、スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高齢者層の所有率も高まってきている。今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、現年課税化の検討に当たって、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要がある。 |

9

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(7)

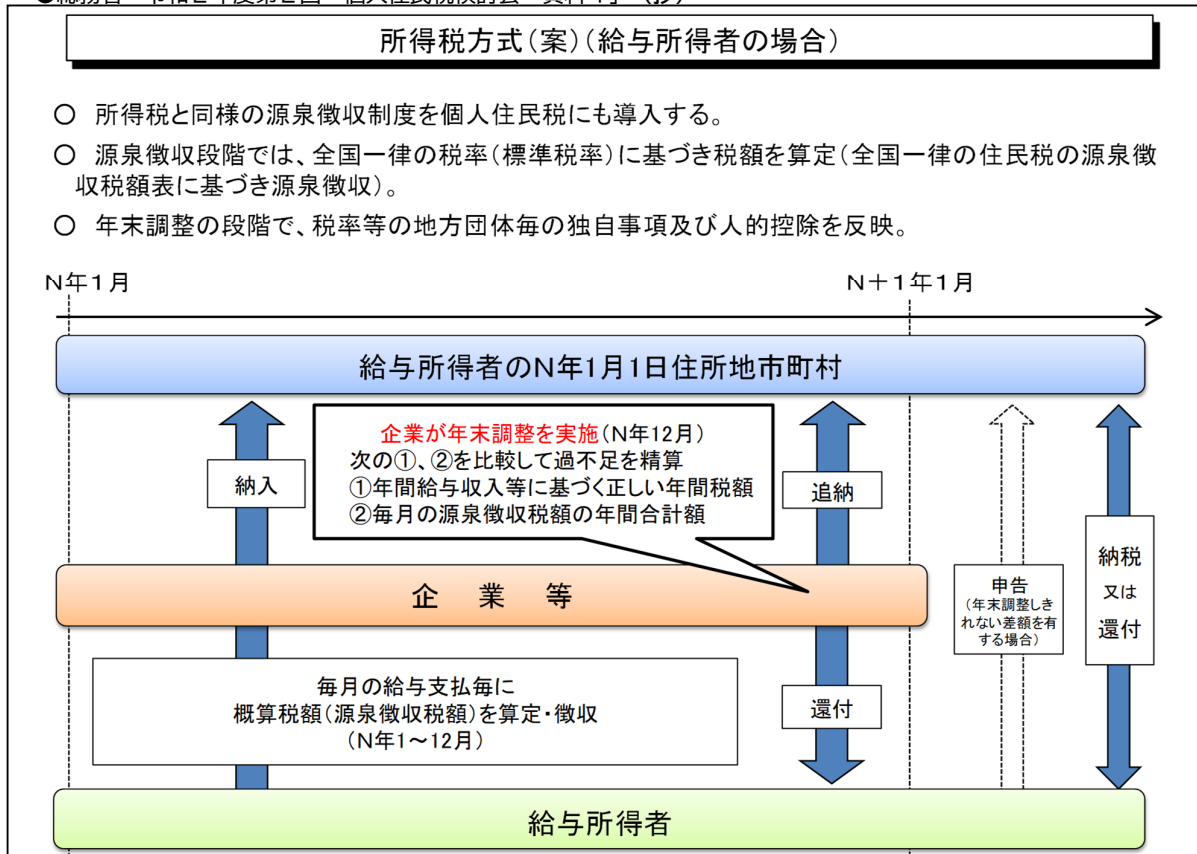
●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

| 個人住民税検討会におけるこれまでの検討(地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論) | |
|--|---|
| 報告書のポイント | |
| 平成30年度 | <p>「マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況」</p> <p><マイナンバーカードの利活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり(転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能)、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。 <p><マイナポータルの利活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになると考えられる。 ○ 更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、現在は企業から各行政機関に対し添付書類、調書等が紙で提出されているが、その提出に代えて企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。 ○ こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかと意見があった。 |

10

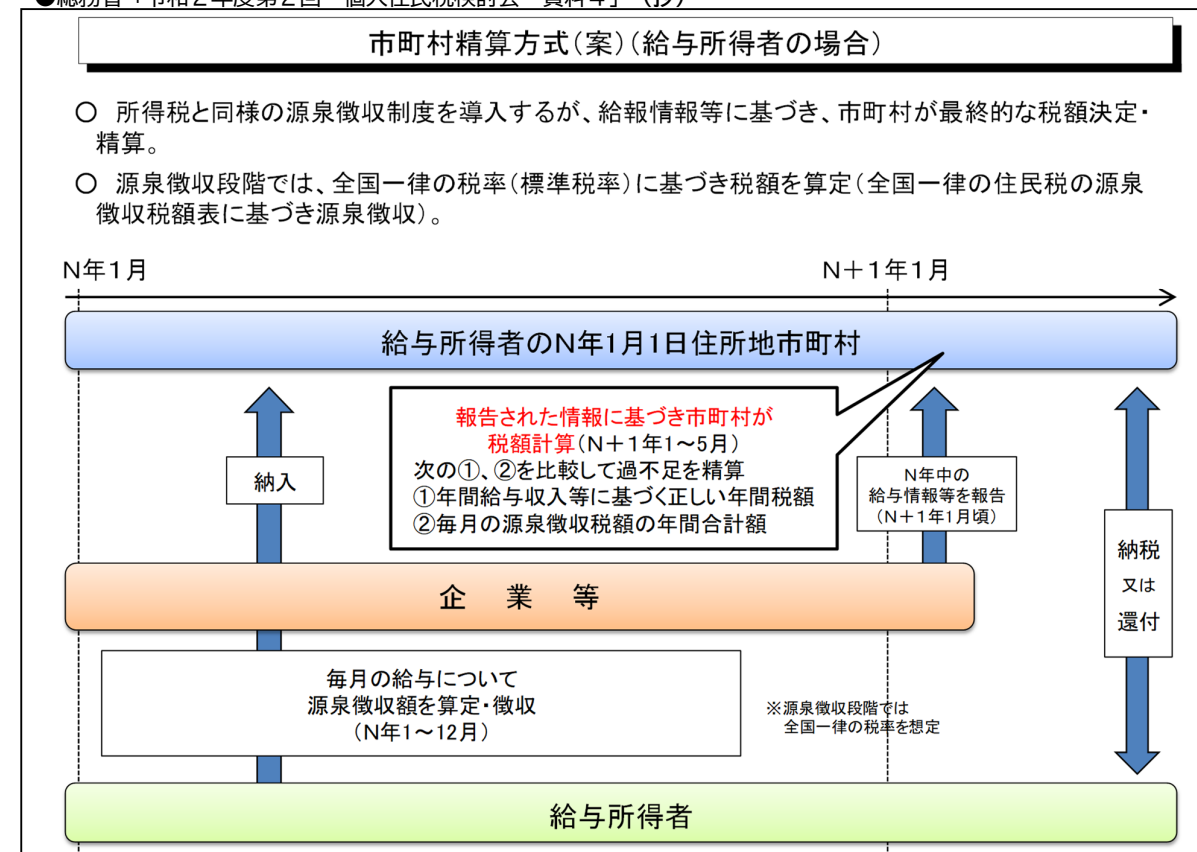
総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(8)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)



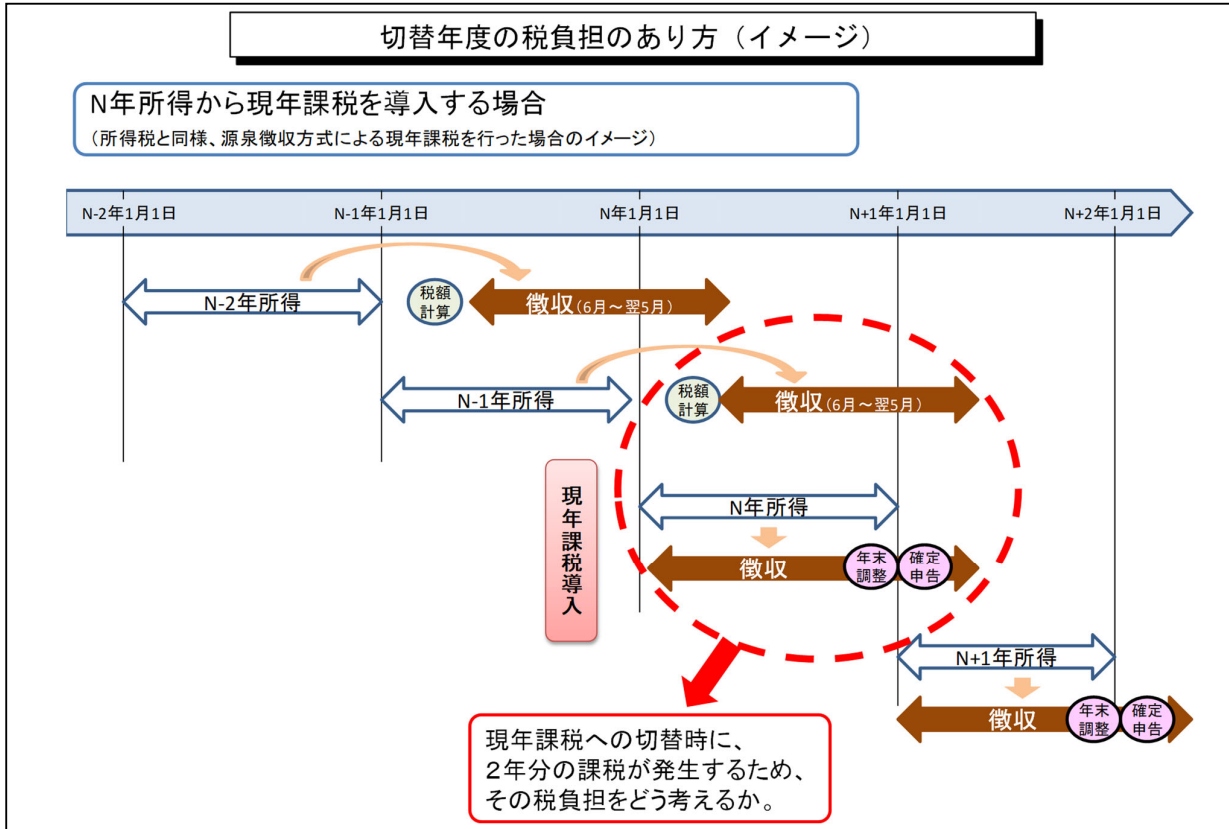
総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(9)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)



総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(10)

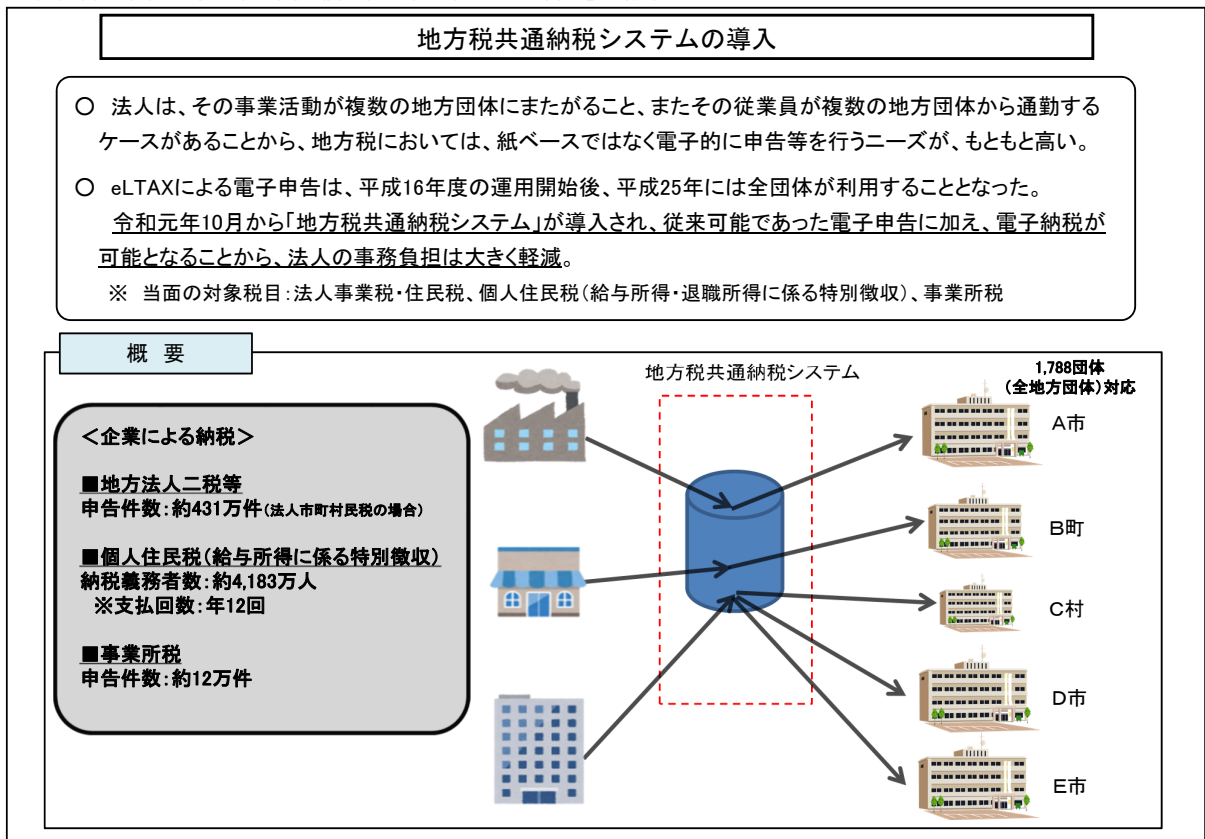
●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)



13

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(11)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)



14

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(12)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(1)企業の事務負担

- ・ 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業の事務負担も一定程度は軽減可能になるのではないか。
- ・ 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTX のシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが可能ではないか。
- ・ 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりにほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人たちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- ・ 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないか。
- ・ 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- ・ 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。
- ・ 年末調整による事務負担の増加については現年課税化に向けた移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。

(2)1月1日現在の住所の把握

- ・ 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定においても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- ・ 各源泉徴収義務者が従業員の1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利便や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。

15

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(13)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(3)地方税共通納税システムの活用

- ・ 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- ・ 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- ・ 企業が地方税共通納税システムを通じて納税する際、将来的には、企業が市町村ごとに振り分けて納税するのではなく、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、企業が一括して納税することも考えられるのではないか。

(4)市町村における還付事務

- ・ 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは大事であり、金融機関側のシステムから突出している正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- ・ 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた個人口座で行うことが望ましい。
- ・ マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で還付手続がスムーズに行くのではないか。

(5)課税データを活用している各種制度への影響

- ・ 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとする、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施している地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。
- ・ 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。

(6)所得税方式について

- ・ 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままでは税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- ・ 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後解約等があれば再年末調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないか。海外には年始調整を行っている国もある。

16

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(14)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

令和2年度 個人住民税検討会における意見

(7)個人住民税の確定申告

- ・現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるというところにおいては重要なのではないか。
- ・企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考えると、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。

(8)現年課税化への移行に伴うコスト等

- ・デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- ・短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- ・事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということ、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- ・企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かって、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。
- ・マイナンバーとの連携が不可欠であると考え、現状ではマイナポータル開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、やるなら徹底的に電子化する必要がある。

(9)その他

- ・現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- ・年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マイナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もともとタイトな期間に色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュールを後ろ倒しすべき。

17

総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(15)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

令和2年度 個人住民税検討会報告書(抜粋)

5 今後の検討について

本検討会においては、これまでの検討会での議論を踏まえつつ、年末調整の電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人口座の紐付けがそれぞれ実現したと仮定した場合の企業、市町村、納税義務者における現年課税化に向けた課題についての発表や議論が行われた。

議論の中で、地方税共通納税システムの導入により現年課税化の現実性が高まったという意見やマイナンバーと個人口座の紐付けによって市町村の還付事務の負担軽減が図られるといった意見があった一方で、デジタル化が進展してもなお、企業において新たに個人住民税の年末調整事務を行う場合の事務負担の増加を懸念する意見が少なくなかった。

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

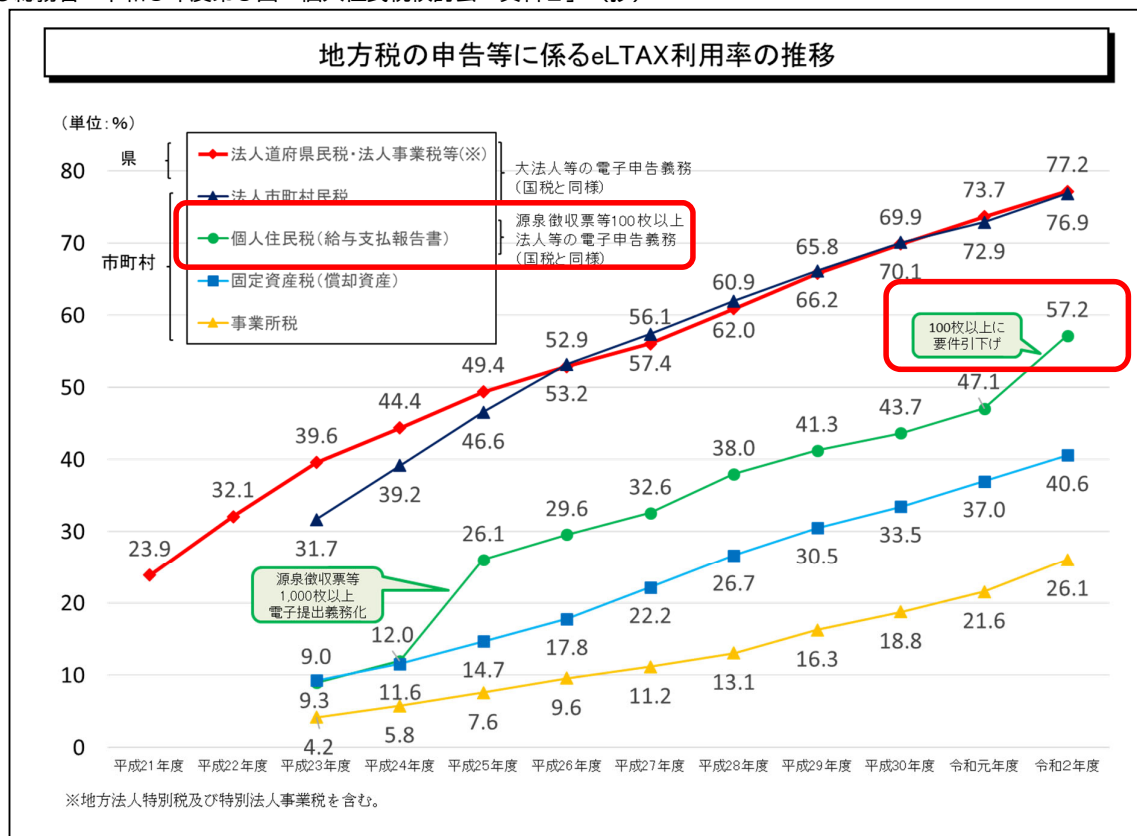
また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

18

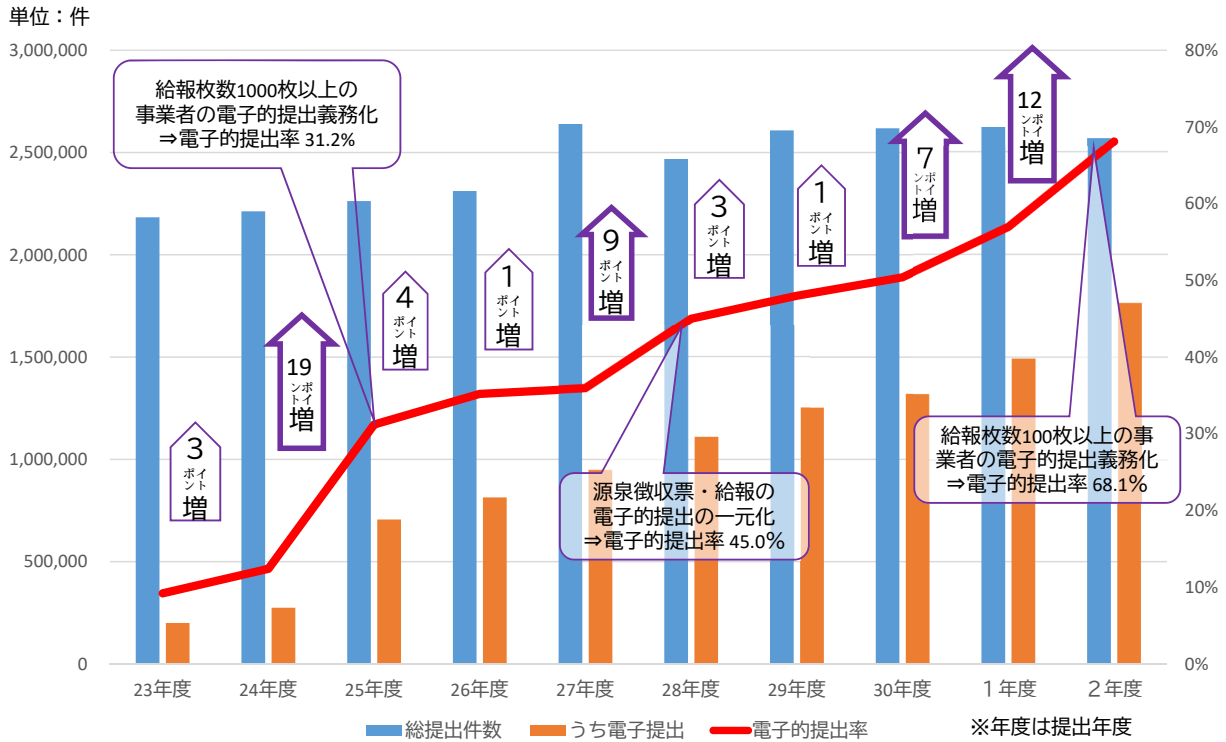
給与支払報告書の電子的提出率及び マイナンバーカードの交付率の推移

給与支払報告書の電子的提出率の推移(全国ベース)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)



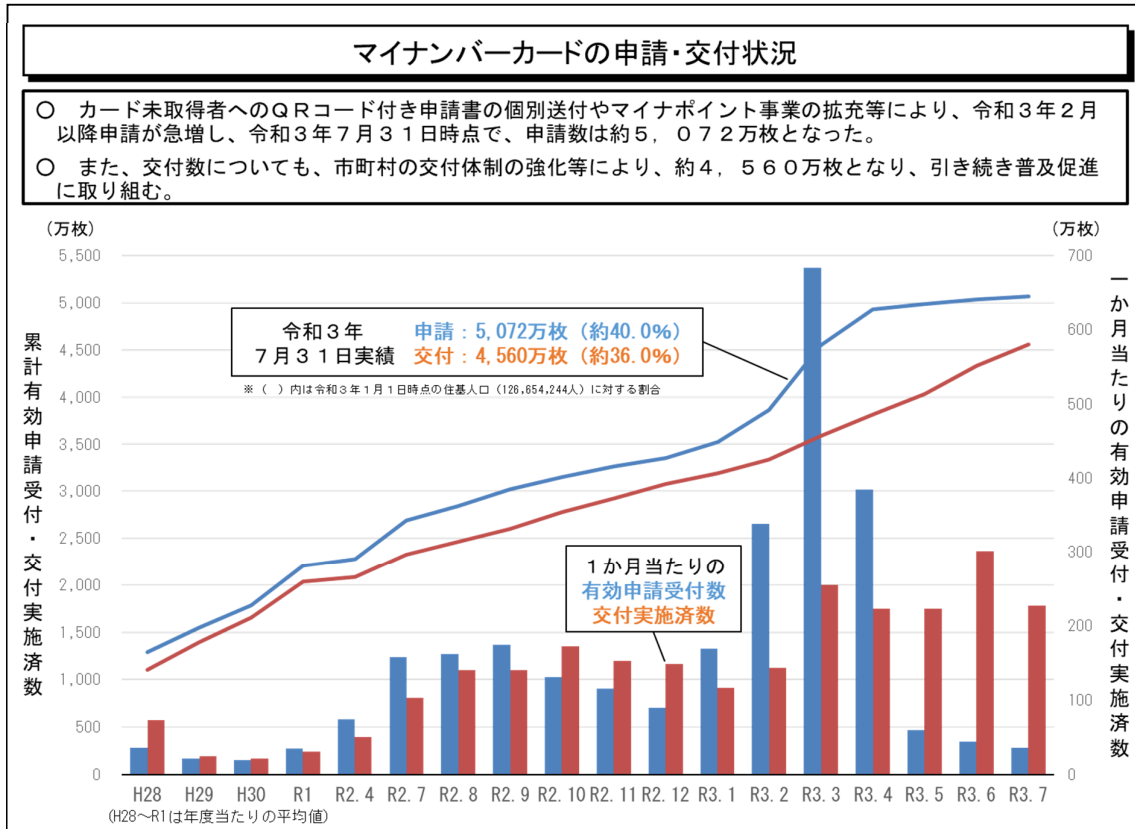
給与支払報告書の電子的提出率の推移(横浜市)



21

マイナンバーカードの申請・交付状況(全国ベース)

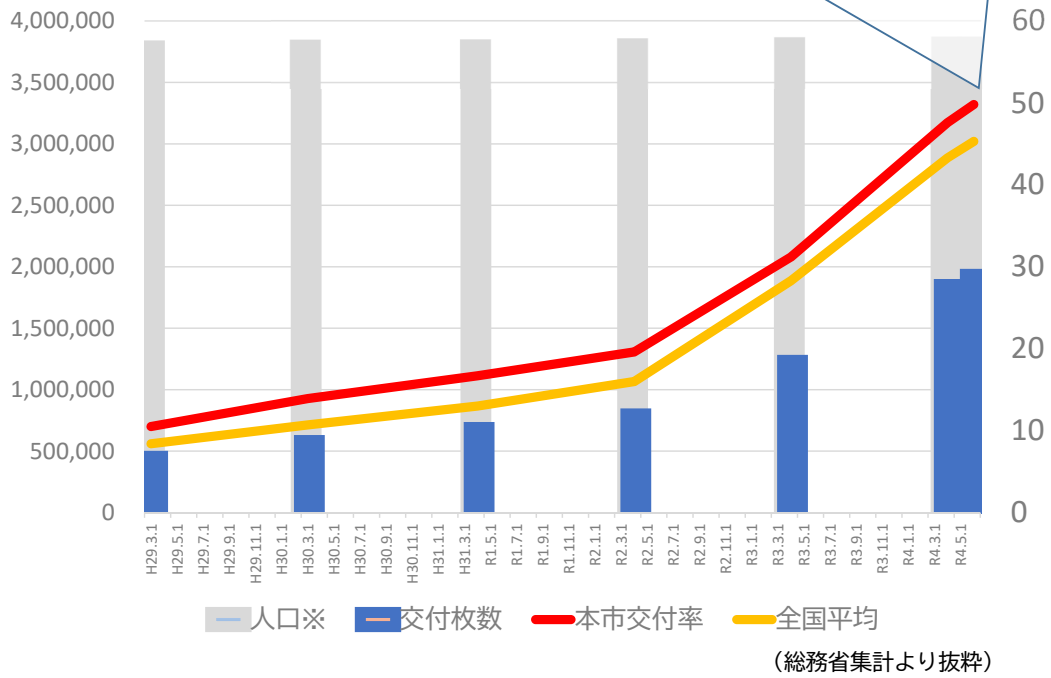
●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)



22

マイナンバーカードの交付状況(横浜市)

令和4年6月30日時点の横浜市交付率は49.8%
(全国平均 45.3%)



金融所得課税について

あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



1

論点メモ

- 個人住民税における金融所得課税について
 - ・ いわゆる「1億円の壁」をどう考えるか
 - ・ 税率（住民税：5%、所得税：15%）をどう考えるか

個人住民税における金融所得課税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の概要

| | 利子割 | 配当割 | 株式等譲渡所得割 |
|----------|--|---|--|
| ①課税主体 | 都道府県 | | |
| ②納税義務者 | 利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。) | 一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。) | 所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。) |
| ③課税標準 | 支払を受けるべき利子等の額 | 特定配当等の額 | 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額) |
| ④税率 | 5% (所得税15%) | 5% (所得税15%) | 5% (所得税15%) |
| ⑤徴収方法等 | ・特別徴収義務者 利子等の支払又はその取扱いをする金融機関 | 特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等 | 源泉徴収口座を開設している金融証券会社等 |
| ・納入先 | 利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県 | 特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県 | その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県 |
| ・納入方法 | その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入 | その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入 | 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入 |
| ⑥所得割との調整 | (申告不可のため所得割との調整はない) | 納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用) | |
| ⑦交付金 | 各収入額から徴収費相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付(市町村に係る個人の道府県民税の額で按分) | | |
| ⑧税收 | 303億円(R元年度決算額) | 1,670億円(R元年度決算額) | 984億円(R元年度決算額) |

* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。

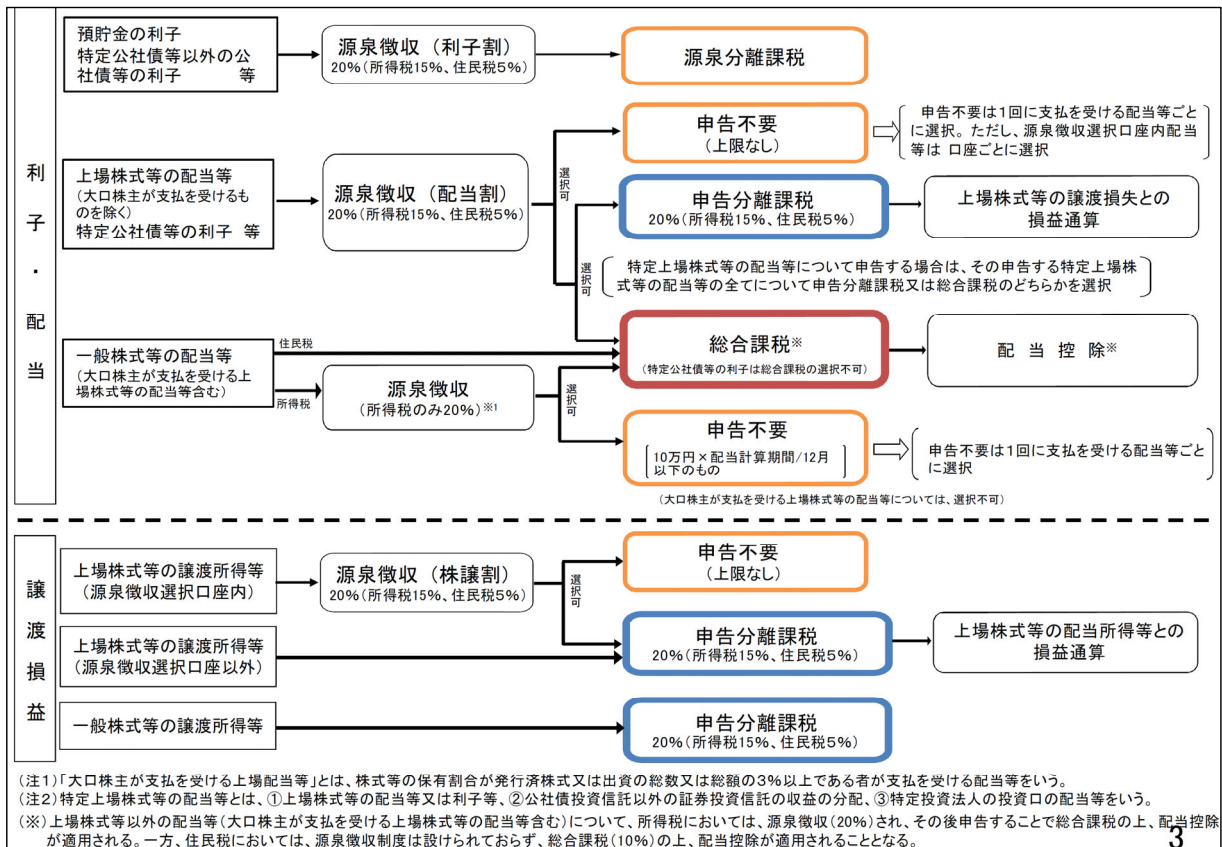
* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

出典：総務省「令和3年度第3回個人住民税検討会(令和3年9月28日開催)」資料

3

課税方法について



出典：総務省「令和3年度第3回個人住民税検討会(令和3年9月28日開催)」資料

4

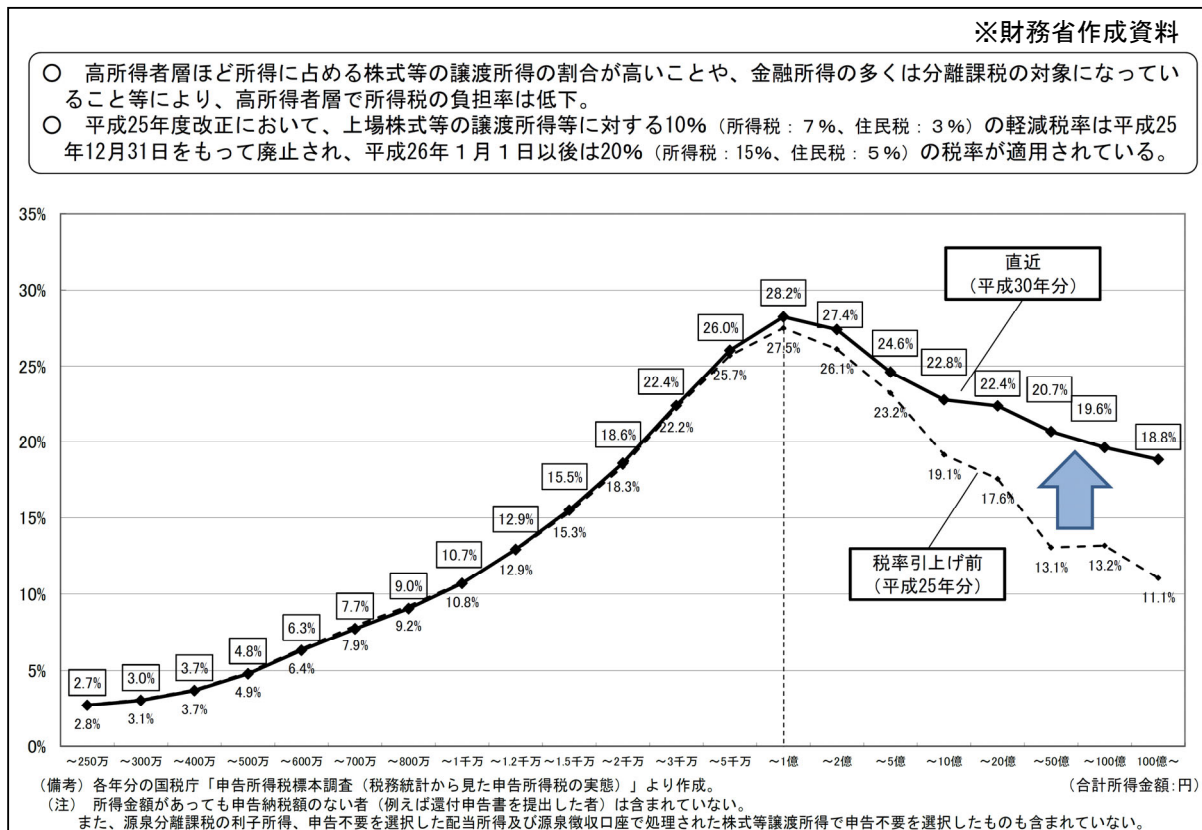
金融所得課税の改正経緯(改正年度別)について

| 改正年度 | 改正内容 | 適用年(年度) |
|--------|---|---------------------|
| 平成14年度 | ・ 株式譲渡益について申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税制度の廃止) | 平成15年 |
| 平成15年度 | ・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割(申告不要制度)の創設、軽減税率(所得税:7%、住民税:3%)の適用 | 平成16年 |
| 平成20年度 | ・ 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度の創設 | 平成20年 (平成21年度) |
| 平成25年度 | ・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止 ・ NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設 ・ 損益通算範囲の拡大(特定公社債等) | 平成26年 " 平成28年 |
| 平成27年度 | ・ ジュニアNISAの創設 | 平成28年 |
| 平成29年度 | ・ つみたてNISAの創設 | 平成30年 |
| 令和2年度 | ・ NISAの見直し・延長 | 令和6年 |

出典：総務省「令和3年度第3回個人住民税検討会(令和3年9月28日開催)」資料

5

申告納税者の所得税負担率



出典：総務省「令和3年度第3回個人住民税検討会(令和3年9月28日開催)」資料

6

令和3年度 個人住民税検討会における意見①

(金融所得課税の一元化)

- ・ 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

(金融所得課税の税負担の公平性)

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税すべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかと議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかと懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないかと。

(金融所得課税の税率)

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかとと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。

出典：総務省「令和3年度個人住民税検討会報告書（令和4年3月）」 7

令和3年度 個人住民税検討会における意見②

(国と地方の税収配分)

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないかと。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や所有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないかと。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないかと。

(課税方法、納税地)

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないかと。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないかと。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないかと。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

出典：総務省「令和3年度個人住民税検討会報告書（令和4年3月）」

指定都市市長会における要望

● 指定都市市長会「令和4年度税制改正要望事項（令和3年10月）」（抄）

5 個人住民税の充実強化

- ⑤ 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、その配分割合を拡充すること。
 なお、金融所得課税のあり方については、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保を踏まえて検討すること。

（理由と現状）

- ⑤ 現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。

なお、金融所得に対する課税のあり方について、令和3年度与党税制改正大綱において、「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」こととされたが、給与所得等との税負担の公平性を確保する観点からも、検討すべきである。

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

| | 税率 | |
|-------------------|---------------|-------------|
| | 個人住民税 | 所得税 |
| 給与所得等その他の所得（総合課税） | 10% | 最低5%、最高45% |
| 預貯金・一般公社債等の利子等 | 5% | 15% |
| 配当等 | 上場株式等 | 15% |
| | 上場株式等以外（総合課税） | 最低5%、最高45% |
| 株式等譲渡所得 | 5% | 15% |
| 土地等譲渡所得 | 長期保有・一般 | 15% |
| | 長期保有・優良宅地等 | ～2,000万円：4% |
| | | 2,000万円超：5% |
| 短期保有 | 30% | |
| 先物取引 | 5% | 15% |

総合課税の税率(10%)よりも低い!

参考資料

《参考》 令和4年度与党税制改正大綱

●令和4年度 与党税制改正大綱（令和3年12月10日公表）（抄）

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等の控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

11

《参考》 骨太の方針(令和4年)

●経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

12

《参考》 神奈川県税の市域別税収(令和元年度)

神奈川県税の市域別内訳(令和元年度決算)

(単位:億円、%、人)

| | 県民税 | | | 法人 | 地方 | 自動車 | 軽油 | 自動車税 | | | その他 | 合計 | (参考) 人口 |
|----------|-------|------|------|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|--------|------------|
| | 個人 | 法人 | 利子割 | 事業税 | 消費税 | 取得税 | 引取税 | 自動車税 | 環境性能割 | 種別割 | の税 | | |
| 神奈川県全体 | 3,351 | 413 | 16 | 2,578 | 3,205 | 65 | 408 | 900 | 31 | 8 | 562 | 11,537 | 9,243,028 |
| 横浜市域 | 1,173 | 194 | 7 | 1,209 | 1,321 | 26 | 163 | 361 | 13 | 3 | 231 | 4,701 | 3,778,876 |
| 全体に占める割合 | 35.0 | 46.9 | 44.1 | 46.9 | 41.2 | 40.1 | 40.1 | 40.1 | 40.1 | 40.1 | 41.1 | 40.7 | 40.9 |
| 川崎市域 | 496 | 61 | 3 | 376 | 513 | 8 | 90 | 112 | 4 | 1 | 109 | 1,773 | 1,541,560 |
| 全体に占める割合 | 14.8 | 14.7 | 18.2 | 14.6 | 16.0 | 12.5 | 22.0 | 12.5 | 12.5 | 12.5 | 19.4 | 15.4 | 16.7 |
| 相模原市域 | 178 | 22 | 1 | 125 | 246 | 5 | 54 | 75 | 3 | 1 | 39 | 748 | 725,642 |
| 全体に占める割合 | 5.3 | 5.2 | 6.7 | 4.9 | 7.7 | 8.3 | 13.3 | 8.3 | 8.3 | 8.3 | 6.9 | 6.5 | 7.9 |
| 政令市域 | 1,846 | 276 | 11 | 1,710 | 2,080 | 40 | 307 | 548 | 19 | 5 | 379 | 7,222 | 6,046,078 |
| 全体に占める割合 | 55.1 | 66.8 | 69.0 | 66.4 | 64.9 | 60.9 | 75.3 | 60.9 | 60.9 | 60.9 | 67.4 | 62.6 | 65.4 |
| その他市町村域 | 1,505 | 137 | 5 | 867 | 1,124 | 26 | 101 | 352 | 12 | 3 | 183 | 4,315 | 3,196,950 |
| 全体に占める割合 | 44.9 | 33.2 | 31.0 | 33.6 | 35.1 | 39.1 | 24.7 | 39.1 | 39.1 | 39.1 | 32.6 | 37.4 | 34.6 |

※最新データである令和元年度県税統計書をもとに作成した。(ただし、人口は県人口統計調査結果令和3年8月1日現在のもの)
 ※各項目で四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

出典：神奈川県 県税統計書「令和元年度県税決算額の市町村別税収額(推計)」から作成

《参考》 神奈川県県税交付金の市域別内訳(令和元年度)

神奈川県税交付金の市域別内訳(令和元年度決算)

(単位:億円、%)

| | 利子割 | 配当割 | 株式等 譲渡 所得割 | 分離課税 所得割 | 地方 消費税 | ゴルフ場 利用税 | 自動車 取得税 | 軽油 引取税 | 自動車税 環境 性能割 | 合計 | (参考) | | |
|----------|------|------|------------------|-------------|-----------|-------------|------------|-----------|-------------------|-------|--------|----------------------------|--------------------|
| | | | | | | | | | | | 県税収入 | 県税収入 に占める 交付金の 割合 | 県税収入 一県税交 付金 |
| 神奈川県全体 | 10 | 91 | 55 | 17 | 1,537 | 10 | 55 | 193 | 20 | 1,988 | 11,537 | 17.2 | 9,549 |
| 横浜市域 | 4 | 40 | 24 | 12 | 634 | 1 | 24 | 120 | 9 | 868 | 4,701 | 18.5 | 3,833 |
| 全体に占める割合 | 44.2 | 44.1 | 44.1 | 67.1 | 41.2 | 13.2 | 42.8 | 62.2 | 45.1 | 43.7 | | | |
| 川崎市域 | 2 | 17 | 10 | 4 | 246 | 0.0 | 9 | 41 | 3 | 332 | 1,773 | 18.7 | 1,441 |
| 全体に占める割合 | 18.2 | 18.2 | 18.3 | 24.7 | 16.0 | 3.2 | 16.0 | 21.1 | 16.9 | 16.7 | | | |
| 相模原市域 | 1 | 6 | 4 | 1 | 118 | 2 | 5 | 32 | 2 | 171 | 748 | 22.9 | 577 |
| 全体に占める割合 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 8.2 | 7.7 | 14.9 | 9.8 | 16.7 | 10.6 | 8.6 | | | |
| 政令市域 | 7 | 63 | 38 | 17 | 998 | 3 | 38 | 193 | 14 | 1,371 | 7,222 | 19.0 | 5,851 |
| 全体に占める割合 | 69.0 | 69.1 | 69.1 | 100.0 | 64.9 | 31.3 | 68.6 | 100.0 | 72.7 | 69.0 | | | |
| その他市町村域 | 3 | 28 | 17 | - | 539 | 7 | 17 | - | 6 | 617 | 4,315 | 14.3 | 3,698 |
| 全体に占める割合 | 31.0 | 30.9 | 30.9 | - | 35.1 | 68.7 | 31.4 | - | 27.3 | 31.0 | | | |

※令和元年度市町村別決算状況調(総務省)をもとに作成した。
 ※各項目で四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

二地域居住について

あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



1

論点メモ

- いわゆる「二地域居住」状況をどう捉えるか
〔 複数拠点の居住実態を把握する方法の有無、
人の移動を追跡・把握することの是非 等 〕
- 住民登録制度を基にした他の制度との平仄
〔 国民健康保険料等も居住実態に合わせて分割できるか
保育所等について居住実態に合わせて複数施設を利用できるか 〕
- 複数自治体での課税事務の実施による納税者、特別徴収義務者の事務負担の増加
- 複数自治体での課税事務の実施による徴税コストの増加

国における二地域居住に関する これまでの主な議論

3

二地域居住人口研究会(H16)

●「二地域居住人口研究会」事務局（国土交通省）「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想」（平成17年3月29日）（抄）

1. 「二地域居住」の意義と新しい地域社会・国民生活

（略）

これまでの「定住人口」や観光者等の一時的・短期滞在からなる「交流人口」に加え、都市住民が年間で1ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」、その人口である「二地域居住人口」の果たす役割が注目されてくる。

（略）

「二地域居住」の意義は、以下の3点に整理できる。

第一は、「二地域居住」それ自体、都市住民が多様なライフスタイル等を実現するための重要な手段となることである。その際、当面のターゲットである「団塊の世代」等、今後の年金生活者等を経て、一般の都市生活者（サラリーマン等）のかなりの割合が「二地域居住」を行うことができるような社会が将来実現することである。

第二は、農山漁村等における「二地域居住人口」の増加が、その地域の消費需要や住宅需要等を増加させ、その地域の中に新しい雇用の機会や本業以外の付随所得（「ながら所得」）を生み出すことである。これにより、各種の支援策と併せて、その地域の「定住人口」の増加に繋がることが期待できる。同時に、「二地域居住人口」となった都市住民のある程度の割合が、その地域の魅力等を実際に体験することによって、その地域の「定住人口」となることも期待できる。

第三は、様々なケア等の生活面や震災等の災害に対するセーフティ・ネット（安全網）としての役割である。特に、震災等の災害に対しては、緊急の避難先の選択肢の一つとして安全網を厚くする効果を持つだろう。

（略）

2. 戦略的支援策の構想

（略）

3. 具体的な施策の方向

（略）

農山漁村等のゴミ処理費用等の二地域居住者の費用負担（住民税、ゴミ処理の有料化等）、二地域での公共料金負担等のあり方の検討

（以下、略）

●ふるさと納税研究会（総務省）「ふるさと納税研究会報告書」（平成19年10月）（抄）

総括

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

(2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題がある。一方、寄附金税制を応用し、進化させれば、これらの問題をクリアできるだけでなく、納税者が「ふるさと」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨を円滑に実現することができる。(略)

本論

Ⅱ 制度設計の前提となる論点

2. 「税」を分割する方式の可能性

次に、「ふるさと納税」制度について、住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式、言い換えれば、「税」を分割する方式をとることが可能かどうか、以下の論点について検討する。なお、「税」の分割の対象としては、国税の所得税も考えられるが、ここでは個人住民税を念頭に置いて検討することとする。

(1) 受益と負担

個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。

地方団体の行政サービスのうち、教育や福祉などの対人サービスの多くは、基本的に住民に対して提供されることから、個人住民税は、地方団体がその住民（当該団体の区域内に「住所」を有する者）に対して課税することとなっている。

「住所」を有する者の要件は、様々な定め方があり得るが、個人住民税における住所は、地方団体の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有することから、課税の重複を避けるため、1箇所とされている。具体的には、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の個々の納税義務者の住所地の地方団体が、当該年度分の個人住民税の課税団体とされている。

この点に関し、課税する側の論理だけでなく納税者の意思を尊重する必要があるのではないか、あるいは住所地主義と結びついた受益者負担の原則は、人の移動が少なかった時代の税制であり見直す必要があるのではないか、といった意見もある。

これらの意見が提起する問題意識はそれ自体大きな意味があるが、他方、住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

5

第二次国土形成計画(H27)

●「第二次 国土形成計画（全国計画）」（平成27年8月14日閣議決定）（抄）

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第1節 対流の促進とコンパクト+ネットワークの構築

(5) スーパー・メガリージョンの形成

東京、名古屋及び大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業により、世界最大の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されることを見据えて、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導する巨大経済圏の形成を推進することが重要である。

具体的には、三大都市圏の経済、産業、文化等が一体となり新たなイノベーションを持続的に創出するため、それぞれの地域の産業、都市機能等を活かし、独自の魅力を発揮する地域づくりを実施し、連携する。また、大学、研究機関等及び民間企業による国際研究ネットワーク強化等の知的対流環境の整備を推進する。さらに、国際的なヒト、モノ、カネ、情報の移動の円滑化を図るため、空港、港湾等の機能強化、利便性向上を図るとともに、情報通信ネットワークの更なる整備を進める。

また、リニア中央新幹線の高速特性による効果を沿線地域以外にも波及させるため、リニア中央新幹線と鉄道及び道路との結節機能の強化を図る。

さらに、リニア中央新幹線の整備は、大都市圏と地方圏のアクセスの利便性を飛躍的に向上させることから、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルを促進する。(略)

(7) 地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正

第1部で述べたように、地方から東京圏への転出者がそのまま東京圏に留まる「東京一極滞留」を解消し、ヒトの流れを変え、東京一極集中の是正を図る必要がある。近年、都市住民の地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住希望者も相当数存在すると考えられる。このため、地方移住に必要となる一元的な情報提供システム、ワンストップ窓口等の活用により、住まいや医療・介護を含む生活面の情報、農林水産業を含めた求人情報、農業就業体験等に関する情報等地方への移住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。また、移住希望者が試行的に居住できる仕組みづくり、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備、就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進する。さらに、今後大都市での高齢者の急増が見込まれる中、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現するための「元気なうちの地方居住」を促進する。

また、地方への移住に加えて、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルは、地方の創生にも資するものであることから、これを支援するための体制を充実させるとともに、国民的な運動を展開し、積極的に促進する。

特に、若い世代から複数の地域にかかわりを持つことは、それぞれの地域への愛着を深め、将来のヒトの対流の促進に向けても有効であると考えられるため、山村留学、島留学、農山漁村体験等を推進する。

さらに、大学進学時等に地方から流出した若者に対して、地元での就職情報の提供を強化すること等により、Uターン・Jターンを促進する。

自治体による移住関係施策に対する特別交付税措置(R3)

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。
- 令和3年度から二地域居住に係る経費についても、新たに特別交付税措置

取組の内容

| | 地方団体の取組例 | 措置概要 |
|---------------------|---|--|
| ①情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進のためのプロモーション動画の制作 | <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象(措置率0.5×財政力補正) <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限) |
| ②移住体験 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・Uターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) | |
| ③就職支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成 | |
| ④住居支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 | |
| ⑤移住を検討している者や移住者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 | |

出典：総務省ホームページ掲載資料

7

サテライトオフィス・マッチング支援事業に対する特別交付税措置

サテライトオフィス・マッチング支援事業

R3予算額(案):0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 654箇所(令和元年度末時点)



「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費：都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)
 :お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))
 :お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

3

8

全国二地域居住等促進協議会 (R3)

全国二地域居住等促進協議会について 国土交通省

二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の機運を一層高めるため、「全国二地域居住等促進協議会」を設立。
(令和3年3月9日設立) ※参加団体数 730団体(令和4年4月1日時点) (HP: <https://www.mlit.go.jp/zchiki/index.html>)

全国二地域居住等促進協議会

<協議会の構成員> (順次案内し申込み受付中)

- 正会員(地方公共団体 663団体) ○顧問 学識経験者等
 - ・都道府県(42団体)
 - ・市区町村(621団体)
- 協力会員(関係団体、事業者等 67団体)
 - ・移住等支援機関
 - ・不動産関係団体、全国版空き家・空き地バンク運営主体
 - ・交通関係団体
 - ・関連民間事業者
 - ・関連メディア等

・参加を希望する地方公共団体等が参加
・会費は無料
・関係省庁はオブザーバーとして参加

【主な活動内容】

- ・二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- ・二地域居住等の促進に共通する具体的な課題等について対応方策の協議・検討
- ・二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- ・その他

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、
総務省、農林水産省

会長 長野県(知事:阿部 守一)

副会長 和歌山県田辺市(市長:真砂 充敏)
栃木県那須町(町長:平山 幸宏) ※敬称略

企画・普及部会

部会長 栃木県那須町
部会構成 5県10市町村
設置日 令和3年7月29日

【主な活動内容】
・協議会の取組方針等についての協議・検討
・先進的取組事例の収集・情報発信の検討
・国への要望・提言の内容検討
・総会に関する企画検討・事務審査等

(必要に応じて)
〇〇部会

・会長が必要と認めるときには、協議会に部会を置くことができる。
・部会を置く部会には、部会長は、正会員の中から会長が指をす。

<運営事務局> 国土交通省国土政策局地方振興課

出典：国土交通省ホームページ掲載資料

●国土交通省「全国二地域居住等促進協議会 設立趣意書」(令和3年3月)(抄)

※二地域居住は、必ずしも定型の定義があるわけではなく、最近では、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等も含む。)をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張先といった一時的ではなく、年間通算して概ね1カ月以上の期間を過ごすことをいうとするものや定性的に一定期間以上とするものがみられる。これまでは、どちらかといえば都市での生活を主とするものと観念されてきたが、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも一定程度あるという形態であることから、そうした形態にも着目し対応するべく、ここでは二地域居住という用語を用いることとする。なお、これにより、三地域以上の居住形態も含まれる。

9

「骨太の方針」(R3、R4)

●経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～
3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～
感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進
地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。
関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

●経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)(抄)

第2章 新しい資本主義に向けた改革
2. 社会課題解決に向けた取組
(3) 多極化・地域活性化の推進
(関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)
関係人口の創出・拡大や二地域・多地域居住、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し、地方企業や地域人材との交流・連携の促進、全国版空き家・空き地バンクの活用、空き家や企業版ふるさと納税の活用等によるサテライトオフィスの整備等※を進める。地域への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実やまちづくりの中核となる経営人材の国内100地域への展開に取り組むとともに、「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。

脚注※ 「第2のふるさとづくり(何度も地域に通う旅、帰る旅)」の普及・定着を含む。

デジタル田園都市国家構想基本方針(R4)①

●デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

②人の流れを作る

（現状と課題）

人口減少・少子化は深刻さを増している。地方活性化を目指すためには、一定程度以上の人口を地方で維持することが重要である。そのためには都会から地方への人の流れを生み出すとともに、地方から流出しようとする人を食い止めることにより、にぎわいの創出や地域の様々な取組を支える担い手の確保を図ることが求められる。足元では、都会から地方への人の流れに変化が生じており、東京圏・東京都ともに感染症拡大前に比べて、転入超過数が大きく減少又は転出超過となっている状況が続いている。こうした動きを継続的なものとすべく、取組を進めていくことが重要である。

（中長期的な取組の方向性）

【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

転職を機に都会に転出する若い世代を引き留め、地方の自然豊かな環境の中で子育てを行いたい世帯をひきつけるなど、都会から地方への大きな人の流れをつくりだすためには、地方においても都会と同じように仕事ができる環境整備が重要である。デジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）や副業・兼業等による「転職なき移住」を更に推進することにより、地理的・時間的な条件にかかわらずあらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整える。具体的には、企業版ふるさと納税等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2024年度末までに全国の地方公共団体1,000団体における設置を目指す。また、優良事例の表彰やマニュアルの配布など、企業側のインセンティブを高める取組も推進する。

また、地域の幅広い企業に対して、地域一体となった取組等により、副業・兼業を含めた多様な形態での人材確保等を総合的に支援する。あわせて、デジタル技術の活用により、様々な主体から地方への情報の流れを生み出すことにより、地方における魅力的な仕事の創出や創業を促す、こうした取組を通じて、地域発の新たなイノベーションを促進する。

11

デジタル田園都市国家構想基本方針(R4)②

●デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（承前）（抄）

【関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進】

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の経済活動や様々な魅力向上の取組の活性化、更には災害時の支え合いにもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が地域住民の共助の取組に参画し、地域の内発的発展を誘発することが期待される。

また、都市部住民が地方に転居するためには心理的・金銭的なハードルも存在するため、例えば、都市部で閉塞感を感じる人々にチャレンジできる場として地方を位置づけるなど、関係人口として地域への関わりを深化させていくことで、こうした地方移住の心理的なハードルを下げると同時に、都市部の人材のキャリアアップ、さらには地域の付加価値創出にもつなげていく。デジタル化の進展により、地理的・時間的な距離に関係なく、コミュニケーションが取れる環境が整備されたことにより、オンライン関係人口の創出・拡大など、カジュアルに都会の人が地方と関わるきっかけになっている。また、企業等におけるワーケーションの取組や、地域を繰り返し訪ね、住民と来訪者の関係性を深める、第2のふるさとづくりを推進することにより、地方への交流人口を生み出すことも地域活性化には重要である。これらの取組を通じて、地方と他地域の交流の間口をデジタルの力により広げることにより、リアルな交流や地方移住を促し、地方と都市をつなぐ人材の裾野の拡大を図ることができる。また、地方に移住・就業しようとする人の経済的な負担の軽減のため、移住支援事業などの活用を通じて、後押しをすることも求められる。

加えて、都会に住む人が生活基盤を完全に地方に移すことについては、仕事等の面でハードルが高いことから、都会に生活拠点を残しつつ地方にも生活拠点を設ける二地域居住等への関心が高まっている。そこで、都市部と地方の二拠点での生活をはじめ、多様なライフスタイルの実現が可能な環境を整えることも重要である。

居住実態等について

横浜市における昼夜間人口比率（令和2年度国勢調査結果）

○ コロナ禍の前後において、市内の昼夜間人口比率は微増。

● 総務省統計局「令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果 結果の概要」（令和4年7月22日）（抄）

2 政令指定都市及び東京都特別区部別昼夜間人口比率

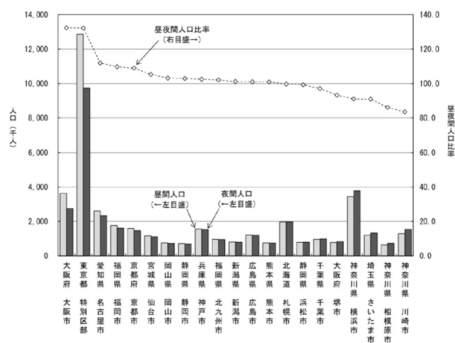
昼夜間人口比率は、大阪府大阪市が132.5と最も高い。

昼間人口を政令指定都市及び東京都特別区部別にみると、東京都特別区部が1287万人と最も多く、次いで大阪府大阪市（364万6千人）、神奈川県横浜市（344万人）などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、大阪府大阪市が132.5と最も高く、次いで東京都特別区部（132.2）、愛知県名古屋市（111.9）などとなっており、12市及び東京都特別区部で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、神奈川県川崎市が83.6と最も低く、次いで神奈川県相模原市（86.2）、埼玉県さいたま市（90.9）などとなっている。

昼夜間人口比率を2015年と比べると、3市で上昇、17市及び東京都特別区部で低下となっている。最も上昇したのは神奈川県横浜市で0.6ポイントの上昇、最も低下したのは東京都特別区部で1.7ポイントの低下となっている。

図Ⅱ-2-1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率
—政令指定都市及び東京都特別区部（2020年）



注) 不詳補完値による。

表Ⅱ-2-1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率
—政令指定都市及び東京都特別区部（2015年～2020年）

| 順位 ¹⁾ | 政令指定都市 東京都特別区部 | 昼間人口（人） | | 夜間人口（人） | | 昼夜間人口比率 | | ポイント差 2015年 ～2020年 |
|------------------|-------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|--------------------------|
| | | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | 2015年 (平成27年) | 2020年 (令和2年) | |
| 1 (2) | 大阪府 大阪市 | 3,604,478 | 3,645,921 | 2,691,185 | 2,752,412 | 133.9 | 132.5 | -1.5 |
| 2 (1) | 東京都 特別区部 | 12,422,921 | 12,870,173 | 9,272,740 | 9,733,276 | 134.0 | 132.2 | -1.7 |
| 3 (3) | 愛知県 名古屋市 | 2,594,841 | 2,609,745 | 2,295,638 | 2,332,176 | 113.0 | 111.9 | -1.1 |
| 4 (4) | 福岡県 福岡市 | 1,705,028 | 1,769,643 | 1,538,661 | 1,612,392 | 110.8 | 109.6 | -1.1 |
| 5 (5) | 東京都 京都市 | 1,610,077 | 1,594,930 | 1,475,183 | 1,463,723 | 109.1 | 109.0 | -0.2 |
| 6 (6) | 宮城県 仙台市 | 1,147,592 | 1,154,566 | 1,082,159 | 1,096,704 | 106.0 | 105.3 | -0.8 |
| 7 (7) | 岡山県 岡山市 | 746,795 | 747,281 | 719,474 | 724,691 | 103.8 | 103.1 | -0.7 |
| 8 (8) | 静岡県 静岡市 | 726,526 | 713,745 | 704,989 | 693,389 | 103.1 | 102.9 | -0.1 |
| 9 (9) | 兵庫県 神戸市 | 1,576,589 | 1,564,907 | 1,537,272 | 1,525,152 | 102.6 | 102.5 | -0.1 |
| 10 (10) | 福岡県 北九州市 | 984,519 | 959,146 | 961,266 | 939,029 | 102.4 | 102.1 | -0.3 |
| 11 (12) | 新潟県 新潟市 | 821,867 | 798,479 | 810,157 | 789,275 | 101.4 | 101.2 | -0.3 |
| 12 (13) | 広島県 広島市 | 1,210,470 | 1,213,104 | 1,194,034 | 1,200,754 | 101.4 | 101.0 | -0.3 |
| 13 (11) | 熊本県 熊本市 | 753,492 | 746,115 | 740,822 | 738,865 | 101.7 | 101.0 | -0.7 |
| 14 (14) | 北海道 札幌市 | 1,952,057 | 1,968,338 | 1,952,356 | 1,973,395 | 100.0 | 99.7 | -0.2 |
| 15 (15) | 静岡県 浜松市 | 792,567 | 784,884 | 797,950 | 790,718 | 99.3 | 99.3 | 0.0 |
| 16 (16) | 千葉県 千葉市 | 944,023 | 946,610 | 971,882 | 974,951 | 97.1 | 97.1 | 0.0 |
| 17 (17) | 大阪府 堺市 | 782,117 | 770,547 | 839,310 | 826,161 | 93.2 | 93.3 | 0.1 |
| 18 (19) | 神奈川県 横浜市 | 3,369,948 | 3,440,070 | 3,724,844 | 3,777,491 | 90.5 | 91.1 | 0.6 |
| 19 (18) | 埼玉県 さいたま市 | 1,155,813 | 1,204,060 | 1,253,979 | 1,324,025 | 91.4 | 90.9 | -0.5 |
| 20 (20) | 神奈川県 相模原市 | 619,353 | 625,027 | 720,760 | 725,483 | 85.9 | 86.2 | 0.2 |
| 21 (21) | 神奈川県 川崎市 | 1,252,752 | 1,285,285 | 1,475,213 | 1,538,262 | 84.9 | 83.6 | -1.4 |

注) 不詳補完値による。

1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、()は、2015年の昼夜間人口比率による。

横浜市における居住実態等に関する状況(1)

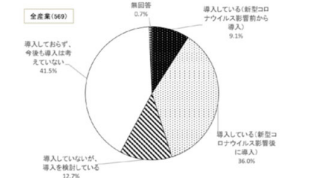
- 市内企業においてテレワークの導入は大きく増加(9.1% ⇒ 45.1%)。

●横浜市経済局「横浜市景況・経営動向調査 第113回(特別調査)」(令和2年6月)(抄)

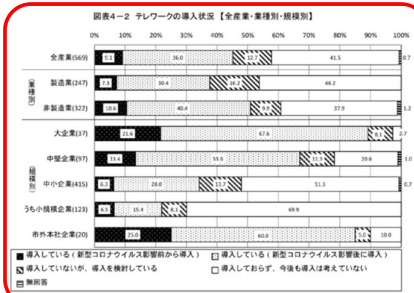
4 テレワークの導入状況

- テレワークの導入状況について、全産業では「導入しておらず、今後も導入は考えていない」が41.5%で最も多く、次いで「導入している(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて導入した)」が36.0%、既に「導入している」は合計で87.5%と高水準
- 業種別に見ると、製造業は「導入しておらず、今後も導入は考えていない」が48.2%、非製造業では「導入している(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて導入した)」が40.4%で最も多い
- 既に「導入している」について規模別に見ると、大企業で89.2%、中堅企業で67.0%、中小企業で34.3%、うち小規模企業で21.9%と、規模が大きいほどテレワークを導入している割合が高い

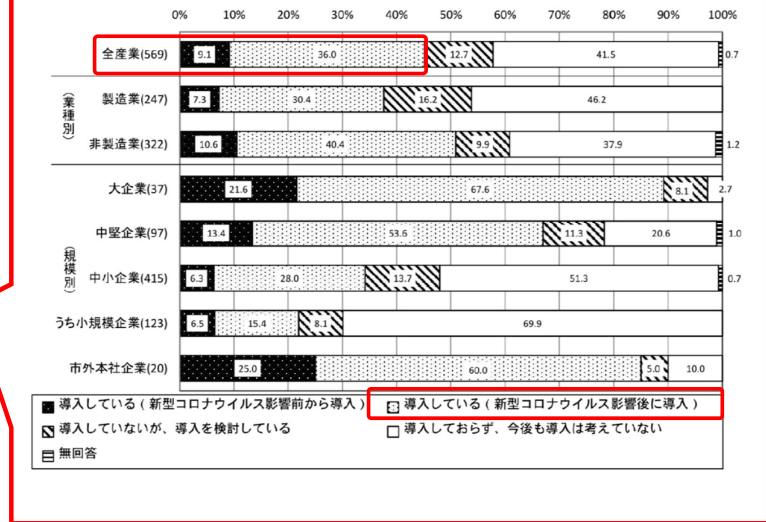
図表4-1 テレワークの導入状況【全産業】



図表4-2 テレワークの導入状況【全産業・業種別・規模別】



図表4-2 テレワークの導入状況【全産業・業種別・規模別】



15

横浜市における居住実態等に関する状況(2)

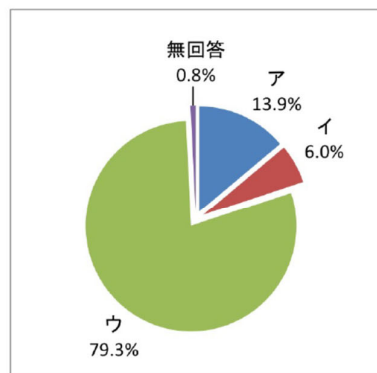
- コロナ禍を踏まえた市外への住み替え意向は約14%。

●横浜市建築局「住環境に対する意識の変化等に関するアンケート」(令和2年10月9日~23日実施)(抄)

Q7 ステイホームを契機に、ご自宅の住み替え又は増改築をしたいと思いますか。(実現可能性は低くてもかまいません。)(単一選択)

n=1,283

| 回答 | 内容 | 割合 | 件数 |
|-----|---------------------|--------|-------|
| ア | 住み替えたい (⇒Q8) | 13.9% | 178 |
| イ | 増改築したい (⇒Q10) | 6.0% | 77 |
| ウ | どちらもしたいと思わない (⇒Q11) | 79.3% | 1,018 |
| 無回答 | | 0.8% | 10 |
| | | 100.0% | 1,283 |



61

16

リモートワークに関する企業の取組例

●日本電信電話株式会社「リモートワークを基本とする新たな働き方の導入について」（令和4年6月24日発表）

NTTグループは、「住む場所」の自由度を高め、ワークインライフ（健康経営）をより一層推進していく観点から、リモートワークを基本とする新たな働き方を可能とする制度を導入します。

NTTグループは2021年9月28日に、分散型ネットワーク社会に対応した「新たな経営スタイル」を発表しました。その中で、with/afterコロナ社会においても、社員の働き方はリモートワークを基本とし、働き方を自由に選択・設計可能とする事でワークインライフ（健康経営）を推進する方向性を示しました。

これまで、リモートワーク制度・リモートワーク手当・スーパーフレックスタイム・分断勤務・サテライトオフィスの拡充等により、社員の「働く時間」や「働く場所」の自由度を高めてきたところではありますが、**ワークインライフをより一層推進するためには、「住む場所」の自由度を高めることが重要であるとの認識に立ち、このたび、新たに日本全国どこからでもリモートワークにより働くことを可能とする制度（リモートスタンダード）を導入することとします。**

こうした取り組みにより、転勤や単身赴任を伴わない働き方を拡大して参ります。

| | |
|-----------|---|
| 導入の範囲 | 国内の主要グループ会社※・全社員区分 |
| 適用対象 | リモートワークを基本とする業務運営が可能な組織を「リモートスタンダード組織」とし、当該組織の社員を対象に適用 (制度開始当初は主要会社本体社員の約5割程度が対象と想定) |
| 新たな働き方の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 勤務場所は「社員の自宅」とする（会社への通勤圏に居住する必要は無し） リモートワークと出社のハイブリッドワークを前提（出社時の交通費は支給） 社員本人の希望や業務内容に応じ、個人単位での適用や適用除外も可能 |
| 実施時期 | 2022年7月1日より実施 |

※NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェア、NTTデータ、NTTアーバンソリューションズ、NTTファイナンス等

19

リモートワークに関する企業の取組例

●LINE株式会社「LINE、新しい働き方『LINE Hybrid Working Style』を開始」（令和3年9月16日発表）（抄）

LINEグループでは、日本国内の従業員（正社員、準社員、契約社員、アルバイト、一部の派遣社員と業務委託社員を含む約5,000名）を対象に、暫定的な対応として、2020年6月よりオフィス勤務と在宅勤務を組み合わせた働き方に取り組み、チーム単位で在宅勤務を選択可能※2としております。また、昨今の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束後においても「従来の週5日オフィス勤務に戻る」という前提を置かず、より効率的に高いパフォーマンスを発揮し続ける働き方を検証してまいりました。この度、暫定的な対応を終了し、2021年10月※3より新しい働き方「LINE Hybrid Working Style」をスタートいたします。

※2：チームや部署毎に在宅勤務導入可否を判断し、緊急事態宣言/まん延防止策発令下においては、個人の希望による在宅勤務が可能です。

※3：適用開始時期は新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種完了が見込まれる10月開始を想定していますが、感染拡大状況によっては開始時期の延期ないしは適用範囲を一部に限定して開始する可能性がございます。

「LINE Hybrid Working Style」では、チームとして最も高いパフォーマンスを発揮するために、組織や職種の特性に応じて**オフィス勤務と在宅勤務を組み合わせたハイブリッドな働き方を維持し、在宅勤務や自宅以外での一時的なリモート勤務を可能とします。**

現在、LINEグループの東京都内のオフィスに勤務する従業員のうち、1日あたりのオフィスへの出社比率が平均25%、在宅勤務比率は平均75%で推移しておりますが、この状況に応じ、都内オフィスのフリーアドレス化、TV会議用の個室ブース数を6.3倍に増設するといったオフィスのアップデートを推進しております。また、新たな人事制度の整備、場所に囚われない働き方を実現するためのシステム導入等について、引き続きフレキシブルに対応してまいります。

■「LINE Hybrid Working Style」概要

- 働き方は、出社を前提に置かず、各チームにて働き方のルールを作ります
- 「月末や定例時は出社」など、チームごとのルールに則っての在宅勤務が可能です
- チームのパフォーマンスが最大化する働き方を推奨します
- 居住地は、11:00までにオフィス出社が可能な範囲を推奨します
- 会社が認めた場合などは、一時的に居住地以外に滞在しての勤務が可能です

20

リモートワークの取組を見直す企業の例

●日本経済新聞電子版「ホンダ、原則出社に 国内全社で段階的に 今月上旬通達」(令和4年5月21日)

ホンダは本社部門や研究所などのオフィスで原則出社とする。これまでは新型コロナウイルス禍でテレワークなど在宅勤務の活用が主体だった。5月上旬に国内全社を対象に方針を通達しており、各職場の状況に応じて段階的に運用を切り替えてもらう。

ワクチン接種が進み感染の広がりが落ち着いてきたほか、電気自動車（EV）シフトなど変革期で事業を円滑に進めるために対面での働き方を重視する。

オフィスや研究所、工場など国内全事業が対象。出社を原則とするが、各職場で状況が異なることから段階的に柔軟に対応してもらう。育児や介護などで必要な場合は引き続き在宅勤務を活用できる。

ホンダはEVシフトを進めているほか、航空機やロケットなど新分野の事業開発強化を掲げている。社員の出社頻度をコロナ禍前の水準に戻すことで、社内のコミュニケーションを活性化し、事業成長に結びつける狙いだ。「強制でない。在宅勤務は必要に応じて活用を続ける」(ホンダ)という

●毎日新聞電子版「IT企業がなぜ「原則出社」回帰？クックパッド社が重視したこと」(令和4年7月1日) (抄)

リモートワークを続けるか、新型コロナウイルス禍前のように出社に戻すか――。

レシピ検索サービスを手掛けるクックパッド(横浜市)は、出社を原則とする働き方に戻した。リモートになじんでいるように思えるIT企業がなぜ、リアルな対面にこだわるのか。「『雑談』は物事を動かす原動力」と語る、国内事業の最高責任者である福岡康平・クックパッド執行役(31)に話を聞いた。【聞き手・宇田川恵/オピニオングループ】

在宅勤務は信頼関係なしでは困難

――コロナ禍の2021年5月、本社移転と同時に、在宅勤務から出社を原則とした働き方に戻しました。どんな背景があったのですか。

◆私たちが全従業員の在宅勤務を実施したのは、コロナの感染拡大が始まった20年2月だった。最も早くリモート体制を導入した企業の一つといえるだろう。そして在宅勤務を1年超続けた結果、分かったことがある。

在宅勤務は仕事の効率を上げたり、不要な会議を減らせたりと、確かにメリットはあった。やることがはっきりしている部門や、スキルセット(職種などによって必要とされる知識・能力)が明確なメンバーは成果も上がった。だが、新規事業などを開発するクリエイティブな仕事をしている部門では、この1年超の前半と後半でまったく異なる現象が生じた。前半は問題なかったが、後半は状況が変わった。

――どんな変化があったのですか。

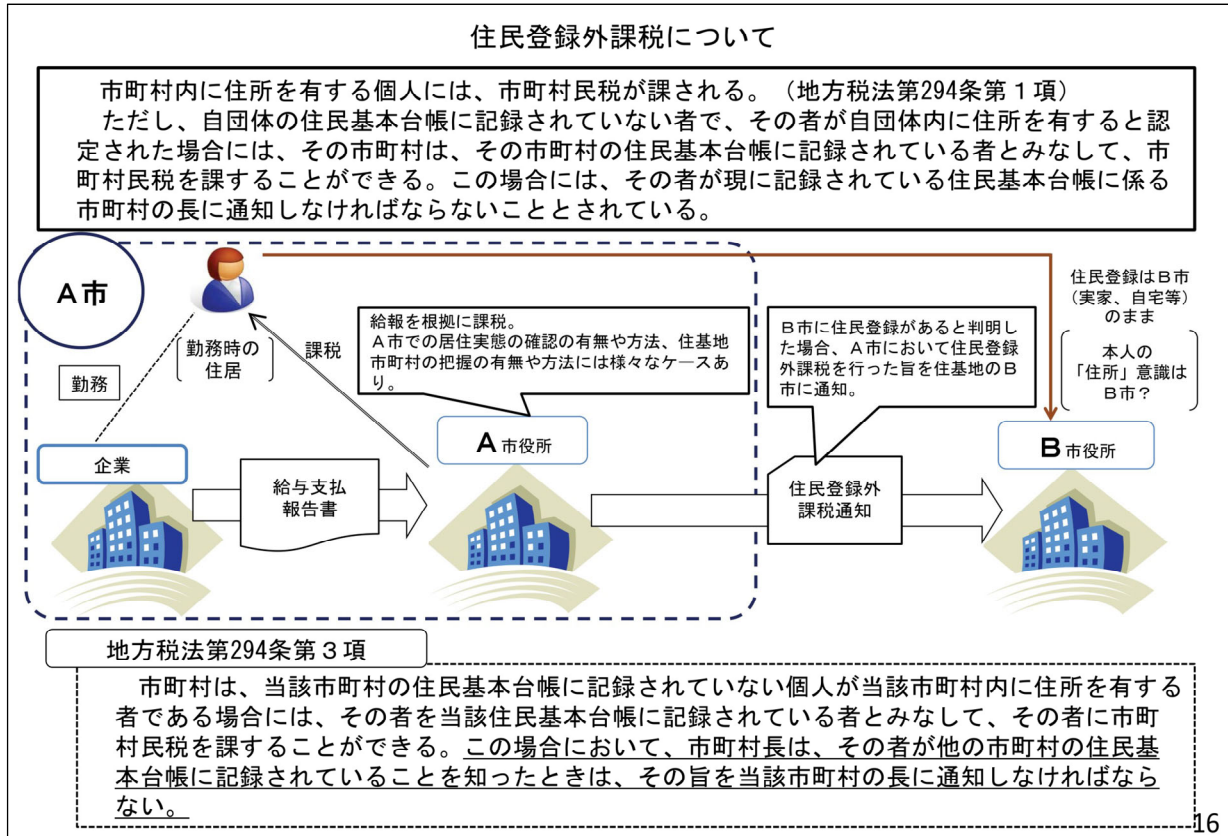
◆前半は、既に対面で仕事してきた仲間同士の信頼関係ができていたので、この関係を前提としたリモートワークだった。一方、後半になると新しいメンバーがどんどん入ってきた。オンラインだけで新しいメンバーが会社のカルチャーを十分理解したり、既に働いていたメンバーたちと信頼関係を築いたりするのはそう簡単ではない。関係性がないまま仕事をしたことで、互いに遠慮し合っ

て、切磋琢磨(せつさたくま)しにくくなった。また、責任感のある人が膨大な仕事を抱え込んでしまうようになった。

(以下、略)

住民登録上、当該自治体に居住していない者 に対する個人住民税の課税等について

個人住民税の住登外課税



出典：総務省「平成28年度第1回個人住民税検討会（平成28年8月2日開催）」資料 23

個人住民税の家屋敷課税

個人住民税の非住所地に係る均等割課税（いわゆる「家屋敷課税」）について

現行制度 市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

(1) 納税義務者

- ① 道府県民税：都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- ② 市町村民税：市町村内に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者

(2) 税率

- ① 道府県民税：年額1,500円
- ② 市町村民税：年額3,500円

※ 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円（市町村民税500円、道府県民税500円）引き上げられている。

(3) 非住所地に係る均等割課税（以下「家屋敷課税」という。）の対象

- ① 事務所、事業所
 事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所
 （自己の所有に属するものであるか否かを問わない。）
- ② 家屋敷
 自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅
 ※ 例：単身赴任中に家族が住む住宅等

A市
家屋敷等所在地

B市
住所地

均等割の額 = A市分（家屋敷課税） + B市分
 = 5,000円 + 5,000円
 = 10,000円

家屋敷課税の課税状況（令和3年度当初課税）

- (1) 納税義務者数：218,844人
- (2) 税収額（推計）：約11.9億円 ※令和3年度課税状況調の市町村民税の金額（7.7億円）を元に推計。

出典：総務省作成資料

横浜市における家屋敷課税・住登外課税の状況

○ 住登外課税の状況（294通知の送信件数）

| | 件数 | 備考 |
|-----------|---------------|---------------------------------|
| 横浜市から送信 | 8,475件（令和4年度） | 非課税者含む。 当初課税時にシステム出力された件数のみ。 |
| 他市区町村から受信 | 3,848人（令和3年度） | 非課税者含む。 令和3年度の総受信件数（過年度分含む）。 |

○ 家屋敷課税の状況（令和3年度）

| | 件数 | 金額 | 備考 (標準税率ベース) |
|-----|--------------|----------------|-----------------|
| 横浜市 | 5,454人（2.5%） | 23,998千円（3.1%） | 19,089千円 |
| 全国 | 218,844人 | 770,696千円 | 766,092千円 |

※カッコ内は全件に占める割合

出典：令和3年度課税状況調より作成

25

住民登録上、当該自治体に居住していない者
に対する個人住民税以外の主な課税等について

固定資産税・都市計画税①

固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャープ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

| 区分 | 固定資産税 |
|----------|--|
| 1. 課税客体 | 土地、家屋及び償却資産 (土地：1億8,042万筆、家屋：5,880万棟) |
| 2. 課税主体 | 全市町村（東京都23区内は東京都が課税） |
| 3. 納税義務者 | 土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：4,122万人、家屋：4,192万人、償却資産：466万人) |
| 4. 課税標準 | 価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（令和3年度が評価替え年度） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却 |
| 5. 税率 | 標準税率 1.4% |
| 6. 免税点 | 土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円 |
| 7. 賦課期日 | 当該年度の初日の属する年の1月1日 |
| 8. 税収 | 9兆1,988億円（土地3兆4,853億円、家屋3兆9,578億円、償却資産1兆7,556億円） |

※1 税収以外のデータは、令和2年度実績。
 ※2 固定資産税の制限税率（2.1%）は、平成16年度の改正により廃止。
 ※3 税収は令和元年度決算額。

出典：総務省作成資料

27

固定資産税・都市計画税②

都市計画税の概要

- 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税するもの。
- 都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられる。

| 区分 | 都市計画税 |
|----------|--|
| 1. 課税客体 | 原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地：4,240万筆、家屋：3,017万棟) |
| 2. 課税主体 | 都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数 645団体／市町村総数 1,719団体 ※3) |
| 3. 納税義務者 | 土地又は家屋の所有者 (土地：2,208万人、家屋：2,750万人) ※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる |
| 4. 課税標準 | 価格（適正な時価） |
| 5. 税率 | 制限税率 0.3% |
| 6. 免税点 | 土地：30万円、家屋：20万円 |
| 7. 賦課期日 | 当該年度の初日の属する年の1月1日 |
| 8. 税収 | 1兆3,177億円（土地7,060億円、家屋6,117億円） |

※1 税収以外のデータは、令和2年度実績。
 ※2 税収は令和元年度決算額。
 ※3 課税市町村数・市町村総数は令和2年4月1日現在のものであり、東京都特別区は1団体として計上。

出典：総務省作成資料

28

法定外税

○ 静岡県熱海市「別荘等所有税」

(熱海市ウェブページより)
「別荘等所有税とは」

熱海市では、昭和40年代の後半より自然環境や立地条件の良さから一戸建別荘やリゾートマンションの建設が相次ぎ、現在まで、10,000戸余りが建設されております。このことにより、生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備)や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備など行政需要が増大することとなりました。

これらの経費の一部を応分に負担して頂くため、総務大臣の同意を得て昭和51年より別荘等所有税を課税しております。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 課税団体 | 静岡県熱海市 |
| 税目名 | 別荘等所有税(法定外普通税) |
| 課税客体 | 主として保養の用に供する家屋又はその部分等(以下「別荘等」という。) |
| 課税標準 | 別荘等の延面積 |
| 納税義務者 | 別荘等の所有者 |
| 税率 | 1平方メートルにつき 年額 650円 |
| 徴収方法 | 普通徴収 |
| 収入見込額 | (初年度) 529,796千円 (平年度) 528,180千円 |
| 非課税事項 | 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区 |
| 徴税費用見込額 | 年間約 17,217千円 |
| 課税を行う期間 | 5年間(令和3年4月1日～令和8年3月31日) |

出典：総務省『静岡県熱海市「別荘等所有税」の更新』令和3年3月16日 資料

29

地方消費税

地方消費税の概要

| 項目 | 内容 | |
|----------------------|--|----------------------|
| 1. 課税主体 | 都道府県 | |
| 2. 納税義務者 | (譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者 | |
| 3. 課税方式 | (譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付 | |
| 4. 課税標準 | 消費税額 | |
| 5. 税率 | ～令和元年9月: | 63分の17(消費税率換算 1.7%) |
| | 令和元年10月～: | 78分の22(消費税率換算 2.2%) |
| | <軽減税率対象> | 78分の22(消費税率換算 1.76%) |
| | 国の消費税とあわせて | 8% |
| | | 10% |
| | | 軽減税率 8% |
| 6. 税 収 | 47,955億円(令和元年度決算額) ※令和3年度地方財政計画額: 57,496億円 | |
| 7. 使 途 (平成26年4月～) | 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ) | |
| 8. 清 算 | 国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算 | |
| | 指 標 | ウエイト |
| | ①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額 ③「人口(国勢調査)」 | 50%(1/2) 50%(1/2) |
| 9. 交 付 金 | 税収(清算後)の2分の1を市町村に交付 | |
| 交付基準 | 人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分) | |
| 10. 沿 革 | 平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ | |

出典：総務省作成資料

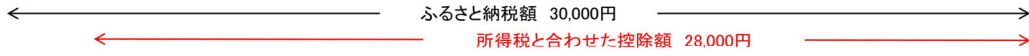
30

ふるさと納税(寄附金税額控除)

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

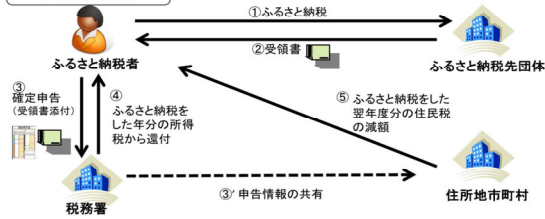
【控除イメージ(※1)】



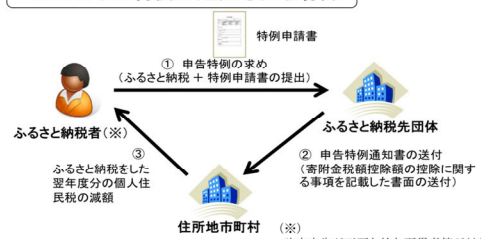
| | | | |
|-----------|---|---|---|
| 適用 下限額 | 【所得税】 所得控除による軽減(※3) (30,000円-2,000円) × 20%(※2) = 5,600円 | 【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3) (30,000円-2,000円) × 10% = 2,800円 | 【個人住民税】 税額控除(特例分) (30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%(※2)) = 19,600円 |
| 2,000円 | | | 所得割額の 2割を限度 |

※1 年収750万円の給与所得者(夫・妻なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

手続(原則)



ワンストップ特例が適用される場合



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

(※)
 ・確定申告が不要な給与所得者等が対象
 ・5団体以内のふるさと納税の場合

出典：総務省「令和3年度第1回個人住民税検討会(令和3年8月2日開催)」資料